

環境と共生し、心豊かで元気あふれる美しい県都



津市総合計画

2008 → 2017



ダイジェスト版



はじめに

私たちのまち「津市」は、平成18年1月1日、近隣10市町村が合併して誕生しました。

本市は、県都としての都市機能が集積する一方、布引山地から伊勢湾までの広い市域に、緑豊かな山々、青く美しい海などの自然環境を有しておりますとともに、様々な歴史、文化、風土に恵まれており、これらの住みやすさを構成している要素を活かしていきたいと考えております。

また、人と人との社会的なつながりを大切にし、参加と協働のまちづくりを進めていくことで、地域の個性・特性を引き出し、その良さを互いに高め合いながら、一体感のあるまちを築いてまいります。

今回、初めて策定しました総合計画では、これら「住みやすさ」と「人と人とのつながり」を大切にしつつ、新しい県都の姿を創造していきたいと考えています。

「安心」、「交流」、「元気」の3つの基本理念のもと、「美しい環境と共生するまちづくり」、「安全で安心して暮らせるまちづくり」、「豊かな文化と心を育むまちづくり」、「活力のあるまちづくり」と、これらを実現していくため「参加と協働のまちづくり」を合わせ、5つのまちづくりの目標を掲げ新しい県都づくりを進めてまいります。

さらに、総合計画に基づくまちづくりを戦略的かつ重点的に推進していくため、一体感あるまちづくりを目的とする「まちづくり戦略プログラム」、人と人とのつながりを大切にした協働のまちづくりを目指す「元気づくりプログラム」、特色ある地域振興を目指す「地域かがやきプログラム」の3つの重点プログラムを編成し、将来像である「環境と共生し、心豊かで元気あふれる美しい県都」の実現に向かって取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見、ご提言をいただきました総合計画審議会並びに各地区地域審議会委員の皆様をはじめ、市民の皆様にご心から感謝申し上げます。

津市長

松田直久



目 次

C o n t e n t s

第1章 総合計画策定にあたって	2
第2章 計画策定の背景	3
第3章 津市の将来像	6
第4章 まちづくりの目標	8
第5章 土地利用構想	9
第6章 まちづくりの施策体系	14
・美しい環境と共生するまちづくり	14
・安全で安心して暮らせるまちづくり	15
・豊かな文化と心を育むまちづくり	16
・活力のあるまちづくり	18
・参加と協働のまちづくり	19
第7章 重点プログラムの編成とその展開方向	20
・まちづくり戦略プログラム	21
・元気づくりプログラム	27
・地域かがやきプログラム	30
第8章 計画を推進するために	36

※このダイジェスト版は、津市総合計画基本構想を基本とし、必要に応じ、前期基本計画を盛り込んだ内容で構成しています。

第1章 総合計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国は、少子高齢社会の進行や人口減少社会の到来、これに伴う財政の深刻化、さらには地方分権の進展など、大きな変革の時代を迎えています。このような社会経済情勢のもと、本市では、市民の期待に応えられる自治能力の高い自立したまちとして、さらには魅力ある県都として持続的に成長することが求められており、これらが合併の背景ともなっています。

このため、合併後、初めて策定する本計画は、旧市町村がこれまで取り組んできたまちづくりの成果を継承・活用しながら、津地区合併協議会において策定された「新市まちづくり計画」を発展させ、めざすべき本市の将来像とこれを実現するまちづくりの方向性や施策体系を明らかにし、今後の市政運営の基本とするために策定するものです。

2 計画の性格

本計画は、行政としてめざすべきまちづくりの目標とその実現のために取り組む施策体系を明らかにする本市の最上位の計画として位置づけられるものです。

また、今後の公共サービスの担い手は、行政だけではなく、市民、事業者などの参画が求められるようになっており、本計画は、こうした多様な主体と情報を共有しつつ参加と協働のまちづくりを推進するものです。

さらに、限られた財源の中で、本市が有するまちづくりの様々な資源を積極的に活かした効率的かつ効果的な行政経営を推進するための指針とするとともに、計画を達成するための重点投資の方向性を明確にします。

3 計画の構成と期間

(1) 基本構想

まちづくりの基本的な理念や枠組みを示すものとして、本市のめざすべき将来像やまちづくりの目標、土地利用の方針とこれに基づくまちの骨格形成方向を明らかにします。また、まちづくりのための施策体系と重点プログラムを示します。

なお、本構想は、大きな社会情勢などの変化があった場合は、改定することができるものとします。

◆計画期間：10年（平成20年度から平成29年度まで）

☞このダイジェスト版は、基本構想を基に編集しています。

(2) 基本計画

基本構想における施策体系に基づき、施策の目標と具体的な事業展開の方向を定めます。

計画期間は、前期及び後期それぞれ5年とし、前期計画は基本構想に併せて策定し、後期計画はその後の情勢変化を踏まえて策定します。

なお、事業の進ちょくや国及び三重県における制度の変更などに応じて弾力的な運用が図れるように、各基本計画の中間年度（策定から3年目）で見直しを行い、短期計画としての活用を図ります。

◆計画期間：前期及び後期それぞれ5年（前期計画：平成20年度から平成24年度まで、後期計画：平成25年度から平成29年度まで）



第2章 計画策定の背景

1 本市の概況

本市は、北に鈴鹿市、亀山市と、西は伊賀市、名張市、奈良県御杖村、曽爾村と、南は松阪市と接し、東は伊勢湾に臨み、三重県の中央部を横断して位置しており、面積は約710km²で、県域面積の5,776km²の約12%を占めています。

本市の地勢は、山間地帯、丘陵地帯及び平野部の3地帯に分けることができます。西境沿いの山間地帯は、標高700m～1,000mの山々が連なる布引山地と一志山地からなります。布引山地、一志山地の山ろくは、東に向かって高度を減じつつ、標高30m～50mの丘陵地、丘陵地縁辺の台地、伊勢平野の一部を形成する海岸平野へと階段状に広がり、布引山地、一志山地を源とする安濃川、雲出川が伊勢湾に、また、市域の西端に流れる名張川が木津川、淀川を経由して大阪湾に注いでいます。

2 本市の特性

- (1) 豊かな自然環境と広大な市域
- (2) 多様な歴史・文化資源
- (3) 都市機能が集積する県都
- (4) 多様な産業の集積
- (5) 高齢化が急速に進行した地域を内包
- (6) 中部圏と近畿圏の結節点

3 時代の潮流

- (1) 環境問題の深刻化
- (2) 少子高齢化と人口減少の進行
- (3) 地方分権の進展
- (4) 市民活動の重要性の高まり
- (5) 国際化・大交流の時代
- (6) ユビキタスネット社会^{*}への対応

ユビキタスネット社会

「いつでも、どこでも、だれでも」がコンピューターネットワークをはじめとしたネットワークにつながるにより、様々なサービスが提供され、人々の生活をより豊かにする社会。

4 人口・世帯の現状と今後のすう勢

(1) 人口の現状と今後のすう勢

本市の人口は、年々増加し続け、平成17年には29万2千人（平成17年住民基本台帳人口と外国人登録者の合計）となりました。しかしながら、今後は、減少に転じ、平成29年には28万7千人程度となることが見込まれます。

また、少子高齢化が進んでおり、平成17年国勢調査時点で65歳以上の老年人口率は22.0%、15歳未満の年少人口率は13.8%となっていますが、平成29年には、老年人口率は28%程度に増加し、年少人口率が12%程度に減少する見込みです。

(2) 世帯数の現状と今後のすう勢

本市の世帯数は、これまで増え続けており、平成17年には11万5千世帯となりましたが、人口減少に伴い、長期的には次第に減少していくと見込まれます。

ただし、核家族化の進展などにより、目標年次の平成29年においては、増加傾向を維持し、13万2千世帯程度となる見込みです。



6 本市の主要課題

(1) 多様性に富んだ地域資源の活用による 魅力づくり

本市は、海から山にかけての多様な自然資源に恵まれているうえに、国定公園、県立自然公園に指定されるなど、質的にも優れた自然環境を有しています。

また、これらの自然資源を活かしたレクリエーション施設をはじめ、温泉などの観光資源や歴史街道などの歴史・文化資源を有しています。

こうした多様性に富んだ地域資源を有効に活用して地域の魅力を磨き上げ、本市全体の魅力づくりにつなげる必要があります。

(2) 安全・安心対策の強化

住民意識調査^{*}における施策の重要度評価では、「消防、救急、救助体制の充実」、「災害に強い都市構造の形成」、「防犯対策の推進」などが重要度の高い施策の上位となっています。

また、今後の津市の行政サービスとして、特に重要な項目としては、「高齢者福祉の充実」、「医療体制の充実」などが挙げられています。

頻発する集中豪雨、発生が予想されている東海、東南海・南海地震、また犯罪の増加などの社会的な不安要素が高まっており、防災・防犯対策が重要な課題となっています。

また、高齢者世帯の増加が、将来の生活不安を高めることとならないよう、地域福祉、高齢者福祉及び医療体制の充実が求められています。

(3) 人口減少地域における地域力の維持・強化

市内の地域別人口動態をみると、老年人口率は美杉地域、芸濃地域、美里地域、白山地域で高い割合となっており、この4地域では、人口減少傾向が顕著になっています。

こうした傾向は、今後、さらに強まることが



予想され、コミュニティの維持が難しくなる地域が発生すると考えられます。そのため、地域における市民の主体的なコミュニティ活動の支援や交流、連携の促進など、地域力を維持、強化する方策の充実が必要となります。

(4) 都市基盤整備の推進

公共下水道普及率、市道改良率は、県外の人口規模等が類似する都市と比べると低い水準にあり、基盤整備が遅れている面があります。また、住民意識調査結果では、今後の本市の行政サービスの中で特に重要な項目として「道路網の整備」、「下水道・排水処理施設の整備」が挙げられています。

このように、良好な生活環境の確保や活発な都市活動の促進を図るためにも、整備が遅れている施設を中心とした都市基盤整備の推進を図る必要があります。

住民意識調査

総合計画策定の基礎資料とすることを目的として、合併前の平成17年9月に、旧10市町村の15歳以上の男女7,000人を対象に、「新津市総合計画策定のための住民意識調査」を実施。回答率42.8%（有効回答数2,983件）



(5) 多様な産業資源の有効活用

本市の産業構造は、第3次産業の比重が高いものの、いずれの産業も一定の集積があります。こうした特性を活用した産業振興を図るために、農林水産業、工業、商業、観光など産業間の相互の連携による商品開発や域内流通の促進、**産業観光**や関連サービス業の振興などを図るとともに、地域ブランドを確立して地域産業の付加価値を高めるなど、持続性の高い産業発展をめざす必要があります。

(6) 産業基盤の強化

本市には、様々な業種にわたる一定の企業が集積しているものの、地域経済を牽引する産業が少なく、研究開発機能を持つ企業も少ないなど、産業の力強さに欠ける面があります。

また、住民意識調査でも、「雇用機会の創出」が重点改善項目（満足度が低く、重要度が高い）に挙げられており、産業基盤の強化が課題となっています。

本市には、大学等の高等教育機関が集積しており、好調な経済発展が続く名古屋圏の影響を受けることができる地域にあります。こうした環境を活用して、大学・研究機関との連携による既存産業の高度化、研究開発型の産業集積、新規産業の育成などを図り、将来にわたって本市の活力を高めていくために必要な産業基盤を強化する必要があります。

(7) 公共施設の有効利用と再編

生涯学習施設やスポーツ施設など市民活動の場となる公共施設は、三重県の主要都市や、県外の人口規模等が類似する都市と比べても、その数は多く、また、県庁所在地として、三重県の各種施設が集中立地していることもあり、施設の整備水準は量的には高い水準にあります。

このように充実した施設を有効活用するためには、利用のしやすさへの工夫を行いなが

ら、市民団体・グループの活動を促進するとともに、指定管理者制度など民間活力を利用した効果的な管理運営に取り組む必要があります。

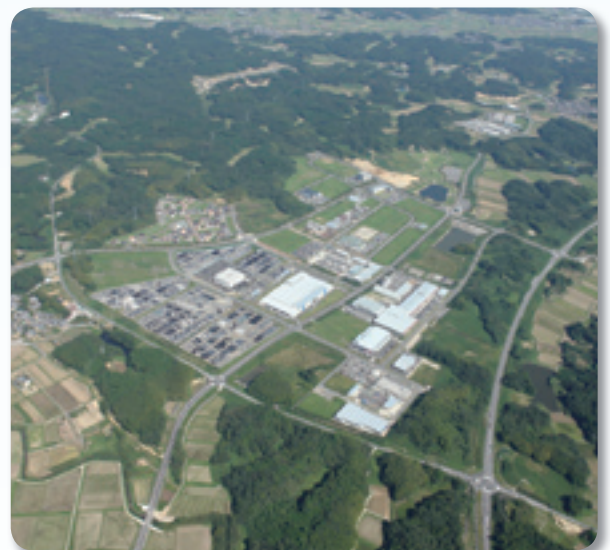
一方で、利用頻度が乏しく、老朽化が進む施設もあります。施設の維持管理は継続的に大きな費用が発生することから、施設の有効利用と合わせて、効率的な利用が見込めない施設の見直しを進める必要があります。

(8) 行財政改革の積極的な推進

国と地方の長期債務残高は年々増加し、地方交付税等の動向も地方自治体にとっては厳しさを増すと予想されるなど、地方財政を取り巻く環境はますます厳しい状況になると予想されます。

合併後の本市は、約710km²の広大な面積の中で、都市部から急速に高齢化が進行した中山間部まで、課題の異なる地域を抱えていることから、行政需要も複雑、多様化しています。

こうした厳しい財政状況のもとで、地方分権時代に即して自立したまちづくりを推進するためには、地域性に配慮しながら、市民との協働の推進や効率的な行政経営を実現する観点に立った積極的な行財政改革の推進が不可欠です。



産業観光

地域特有の産業に係るもの（工場、職人、製品など）を観光資源とする旅行などのこと。昔の工場や産業発祥の地など産業遺構も含まれる。地域を支えている産業は、文化遺産や自然などに匹敵する特徴的な観光資源である。

第3章 津市の将来像

1 基本理念

本市は、県都としての都市機能の集積と、豊かな自然と身近にふれあえる空間の余裕、広がりを持っています。青く美しい海があり、緑豊かな山があります。市街地もあれば田園もあります。さらに、様々な文化や歴史、風土があります。それぞれが個性や魅力を持っており、本市の「住みやすさ」を構成する大切な要素となっています。

また、人と人との社会的なつながりを大切にしていくことは、安心できる暮らしづくりにとって、また、人口減少社会における交流の拡大や活力の創造、さらには地域力の維持、向上にとっての基礎となります。

さらに、人と人との社会的なつながりを広げていく観点から、参加と協働のまちづくりを進めていくことで、地域の個性・特性を引き出し、その良さを互いに高めあいながら、一体感ある津市を築いていくことができます。

つまり、「住みやすさ」と「人と人とのつながり」を大切にしつつ、新しい時代に対応したまちづくりの仕組みを整え、誰もが「安心」して暮らせる舞台づくりに創意工夫を凝らすとともに、一体感を高める「交流」のまちづくりによって、新しい県都の姿を創造していくことが必要です。

新しい県都づくり、それは都市機能の集積や多様な地域の個性・特性を活かして、生き生きとしたライフスタイル※を実現し、新たな活力を自立的に創出していくことであり、また、三重県との連携、さらには県内外の都市との連携などにリーダーシップを発揮しながら、県勢の発展と地方の確かな自立を先導する「元気」なまちを創造することにあります。

そこで、本計画では、次の3つを基本理念として掲げ、まちづくりの展開にあたって常に配慮していくことで、新しい県都づくりを進めていきます。

■安心

人と人とのつながりを大切にしながら、地域の問題解決に取り組む自立したコミュニティが形成され、このコミュニティを中心に、暮らしの安心が協働によって支えられるとともに、ユニバーサルデザイン※の精神を尊重した誰もが住みやすいまちをめざします。

■交流

豊かな自然の恵みを活かした暮らしが営まれるとともに、都市と農村との連携や広域的な連携、さらには男女共同参画や多文化共生など、新たな交流を育むことで、多様性を尊重した一体感のあるまちをめざします。

■元気

地域に愛着と誇りを持つ人材が育まれ、こうした人材の活躍によって築かれる元気な暮らしを土台に、新しい県都を創造する取組が行われることを通じて、新たな活力や津らしさのある豊かな文化を創造するまちをめざします。



2 将来像

本市がめざすべき将来像については、基本理念を踏まえて、本市の特性である「住みやすさ」に磨きをかけていくことで、美しい環境のもと、安心できる暮らしの舞台を整えるとともに、その上で演じられる市民の様々な活動によって、多様な交流を育み、心豊かで元気な県都を創造していく姿を理想とし、本市の将来像として

環境と共生し、 心豊かで元気あふれる 美しい県都

と定めます。

3 想定人口

わが国では人口減少社会を迎え、本市の人口すう勢としても、平成 29 年には 28 万 7 千

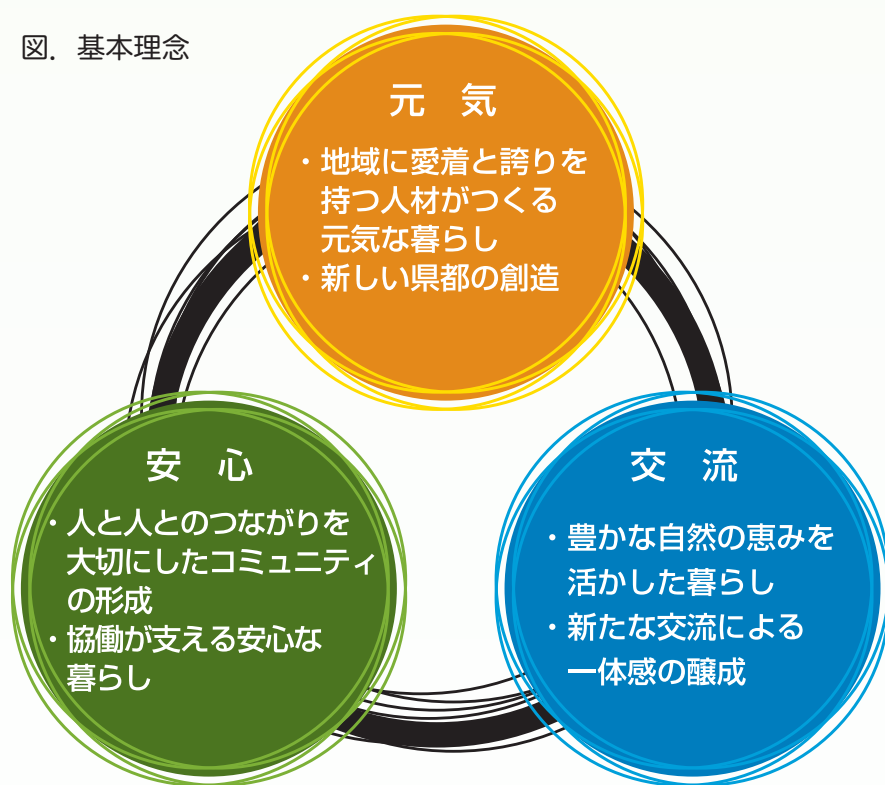
人程度まで減少することが見込まれます。そのなかで、本市を取り巻く社会経済情勢を展望すると、今後における国土形成の動きに対応しつつ、本市の成長可能性を追求することが望まれています。

まちづくりには、人口減少社会への備えと同時に、県都としての成長をめざした柔軟な対応が求められています。

このため、目標年次である平成 29 年度の想定人口については、まちづくりのための適正な人口規模として、28 万人から 30 万人と幅を持たせて設定します。

まちづくりにあたっては、将来の人口減少時代において、過大にならない範囲で本市の成長可能性を積極的に引き出すことにより、定住を促進し、人口減少社会の影響を最小限にとどめるとともに、交流人口 100 万人の新たな創出とこれに伴う消費拡大などを通じて、人口 30 万人規模の活力創造をめざします。

図. 基本理念



第4章 まちづくりの目標

本市の将来像を実現するため、次の5つの目標を設定し、まちづくりを進めます。

1 美しい環境と共生するまちづくり

本市は、広大な市域の中に豊かな自然環境と多様な都市機能を有しています。これらの特性をそれぞれ最大限に活かしながら、美しい環境と共生するまちづくりをめざします。

2 安全で安心して暮らせるまちづくり

人と人との絆、そして地域の絆を大切にしながら、災害や犯罪の心配のない、誰もが健康で安心して過ごすことのできる暮らしの場を整えるなど、安全で安心して暮らせるまちづくりをめざします。

3 豊かな文化と心を育むまちづくり

誰もが互いを尊重し、地域の良さを認め合いながら、連携と交流を深めるとともに、生涯を通じた学習機会の充実やスポーツ振興を通じて、次代を担う人づくり、地域社会を担う元気な人づくりを進めるなど、豊かな文化と心を育むまちづくりをめざします。



4 活力のあるまちづくり

広域交流拠点としての特性を最大限に活かしつつ、新たな連携と交流を創出し、本市の求心力を高めていく観点から、交通ネットワークの形成とこれと連動した都市機能の整備や産業の集積を図ることなどによって、活力のあるまちづくりをめざします。

5 参加と協働のまちづくり

公共サービスを担う市民の自主的な活動への支援などを通じて、ユニバーサルデザインの浸透や男女共同参画社会、多文化共生社会の実現に取り組むとともに、市民、事業者、大学、行政の力を結集して、それぞれの主体が役割分担しながら取り組む参加と協働のまちづくりをめざします。



第5章 土地利用構想

1 土地利用の基本方針

土地利用の現況等を考慮しながら、本市の将来像とまちづくりの目標を実現するために、次のような考え方のもとに土地利用を進めます。

(1) 計画的な土地利用の推進

人口減少社会を迎えるなか、地域特性に応じた土地利用の規制、誘導を図るとともに、無秩序な市街地の拡大を抑制し、人口に見合った市街地の規模への誘導と、社会資本の維持管理コストをできる限り抑制する観点に立った効率的な土地利用の実現をめざします。

また、都市計画の見直しなどを通じて、住宅、商業、工業などの適正な機能配置をめざした計画的な土地利用を推進します。

(2) 災害に強いまちづくりの推進

災害に強いまちづくりを推進するため、森林の保水力の向上、河川の改修、急傾斜地等の災害危険箇所対策などの促進に努めるとともに、災害時の避難地や延焼の遮断帯として機能する公園等のオープンスペースの計画的な配置、避難道路や緊急輸送道路等の整備や建物、都市基盤の耐震化などの防災機能の拡充を図ります。

また、活断層等の付近や浸水等の災害発生に著しく影響を受ける区域等については、都市的な土地利用の抑制を図るなど、土地利用上の配慮に努めます。

(3) 地域特性に応じた暮らしの場の形成

中心市街地や公共交通の結節点などの都市機能が集積している市街地においては、景観に配慮しつつ、土地の高度利用や民間の集合住宅等の整備を促進するなど、都市機能を充実、強化することによって、コンパクトな市街地の整備をめざします。

また、その他の地域においても、生活の拠点としての機能の維持、強化を図り、コンパクトな生活圏の形成をめざします。

さらに、交通ネットワークの整備、充実によって、各地域間の連携、強化を図るとともに、合併以前の行政界に捉われない一体的な土地利用を図るなど、様々な機能を利用できる利便性の高い暮らしの場の形成をめざします。

(4) 成長可能性を引き出す土地利用の誘導

人口減少時代のまちづくりを基本に置きつつ、経済や国土形成の動きなどに対応した活力あるまちづくりの展開が図れるよう、将来の人口減少時代において過大にならない範囲で、本市の成長可能性を引き出すための計画的な土地利用の誘導を図ります。

特に、津インターチェンジ周辺など交通の利便性の高い地域においては、新たな連携と交流を創出する産業の集積や都市施設の配置など、中心市街地と役割分担し、互いに相乗効果を引き出すことができるような都市機能の整備に努めます。

(5) 豊かな自然環境の保全・活用

環境面や景観面、さらには動植物の生態系など、多様な公益的機能を持つ森林等の自然環境については、針葉樹林の広葉樹林化や針広混交林への移行、これらと連携した獣害対策などを積極的に推進するとともに、これらの自然と調和した土地利用を推進します。

また、グリーンツーリズム[※]や二地域居住[※]など、近年の高まっているニーズに対応した環境整備を進めます。

(6) 良好な農村集落と魅力的な田園環境の形成

農村集落については、将来的にも快適な生活を過ごすことができるよう、良好な集落環境

グリーンツーリズム

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

二地域居住

都市住民が都市と農山漁村に滞在拠点をもち、双方を仕事や余暇で行き来しながら、ゆとりある生活を楽しむ新しい居住スタイルのこと。

の整備、生活利便施設の適正な配置などを推進します。

また、食糧の生産・供給の場はもとより、環境保全機能、防災機能やレクリエーション機能などの多面的な機能を有する農地やため池については、積極的に保全するとともに、農村の美しさや良さを維持しながら、魅力的な田園環境の形成を図ります。

2 ゾーン別の土地利用方針

土地利用現況の類似性や、まちづくりとしての地域的、空間的なまとまりを考慮し、地域の特性に応じた暮らしの場を形成する観点から、市域を「都市ゾーン」、「農住ゾーン」、「自然環境共生ゾーン」の3つのゾーンに区分するとともに、それぞれの土地利用の特性を活かしながら、ゾーンごとの役割に基づいて、相互に連携、補完し合うことで、本市の一体的な発展をめざします。

【都市ゾーン】

都市ゾーンでは、住宅地とのバランスを図りながら、商業・業務、工業などの産業機能の高度化及び新たな都市機能の誘導を促進するとともに、海などの自然を活かした快適な空間の形成や利便性の高い市街地の整備を進めます。

【農住ゾーン】

農住ゾーンでは、無秩序な開発を抑制しながら、都市的土地利用、農業的土地利用、自然的土地利用が調和した土地利用の誘導を図るとともに、優良な農地や田園環境の保全、農業や林業の振興によって、ゆとりと潤いのある魅力的な空間の形成を進めます。

【自然環境共生ゾーン】

自然環境共生ゾーンでは、豊かな自然環境と森林資源を保全、活用し、これらが持つ公益的機能の維持増進を図りながら、林業や農業の振興、観光による人と人との交流、二地

域居住や定住の促進などを通じて、自然の恵みを積極的に活かした空間の形成を進めます。

3 まちの骨格形成方向

(1) 拠点の配置

土地利用の基本方針に基づくまちの骨格形成にあたっては、市内外のみならず、県域、さらには中部圏や近畿圏における国土形成の動きを展望しつつ、広域的なネットワークの拠点を配置、形成することで、本市の求心力を高めます。

【交流拠点】

県都の玄関口にふさわしい、多様な交流の拠点となる都市核として、津駅周辺地区、大門・丸之内地区、さらには津新町駅周辺地区までのエリアを位置づけ、都市活動を支える居住、商業・業務、教育、文化、交流などの多様な機能が複合化した拠点として機能整備を進めます。

また、久居駅周辺地区を副都市核として位置づけ、本市南部の玄関口として、都市核を補完する副次的な都市機能の整備を進めます。

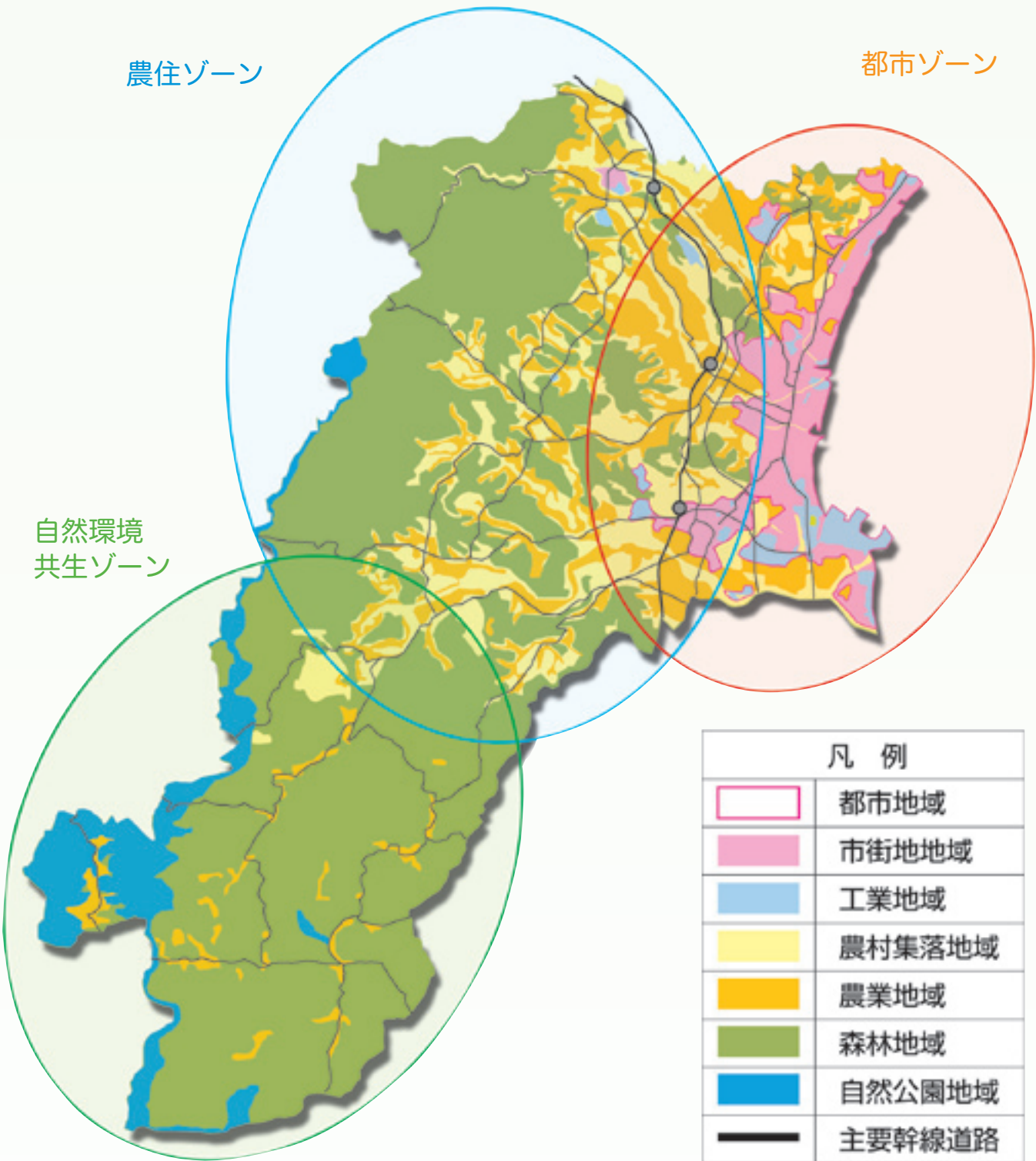
この都市核と副都市核を交流拠点とし、さらに、新たな交流と活力を創出する拠点として、津なぎさまち及びその周辺を位置づけ、海の玄関口として世界に開かれた交流機能の向上とさらなる賑わいの創出の場となるよう取組を進めます。

【産業拠点】

本市における産業振興の拠点として、中勢北部サイエンスシティとニューファクトリーひさいを位置づけ、四日市市、鈴鹿市、亀山市など北勢地域に集積する産業との連携を図りつつ、企業立地を積極的に促進するとともに、国立大学法人三重大学等高等教育機関などとの連携のもとに、産業間連携や産業育成の取組を強化し、研究開発型の産業基盤整備を進めるとともに、既存産業の高度化を図ります。



図. 土地利用のゾーニング※



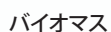
ゾーニング
各地域を用途別に区分すること。

県都としての活性化を牽引し、本市の求心力を高める新たな産業交流拠点として、津インターチェンジ周辺地区を位置づけ、広域的な陸の玄関口にふさわしい新たな機能を誘導し、圏域内外との交流を展開する拠点の形成をめざします。

域においては、**バイオマス**[※]等を活用し、環境保全や雇用の創出など、中山間地域の活性化の拠点となる地域循環型産業の新たな拠点の形成をめざします。

本市が有する歴史文化の魅力を磨き上げ、全国的に発信する拠点として、一身田寺内町、津城跡（お城公園）周辺、多気北畠氏城館跡

都市ゾーンの中心部の拡大図



12



周辺地区を歴史文化拠点と位置づけ、歴史文化環境の保全とこれを活かした市民参画型のまちづくりを進めます。

【レクリエーション拠点】

豊かな自然環境などを活かして、保養、レクリエーションの機能を高めるため、榊原温泉、青山高原、経ヶ峰、錫杖湖周辺、君ヶ野ダム周辺、御殿場海岸、香良洲海岸をレクリエーション拠点として位置づけ、中部圏、関西圏を中心に多くの人々が訪れる拠点としての魅力の向上を図ります。

(2) 交通ネットワークの形成

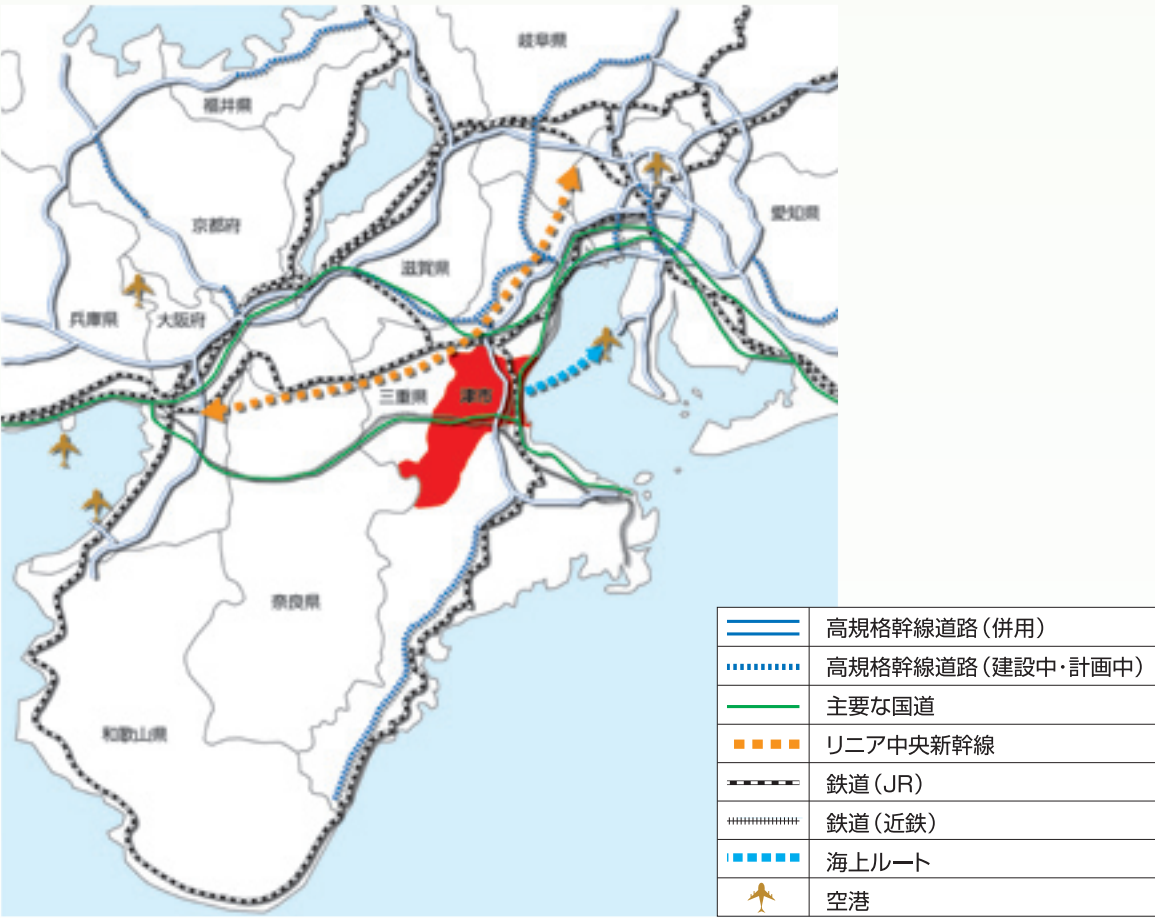
本県の北勢地域、南勢地域、あるいは中部圏、関西圏との連携を可能とする鉄道網や広域幹線道路網はもとより、リニア中央新幹線、

新名神高速道路などの国土軸、さらには、中部国際空港への海上アクセスを通じて世界とつながる国際軸を結ぶ広域連携軸の充実、強化をめざします。

一方、市域における各地域間の移動を円滑化するため、域内の道路交通網の形成等を通じて、環状放射型の道路交通体系の確立をめざします。

また、自動車交通の利便性にとどまらず、バスや鉄道などの公共交通の有機的な連携、地域の特性に合ったコミュニティ交通[※]の導入を進めるとともに、新たな公共交通サービスの導入可能性についても研究を行うなど、市民の誰もが移動のしやすい総合的な交通ネットワークの形成をめざします。

図. 主要な広域交通体系



コミュニティ交通

それぞれの地域の特性や住民のニーズに応じた交通システム。
コミュニティバスや乗合タクシーなど。

第6章 まちづくりの施策体系

まちづくりの目標を達成し、将来像を実現するため、次の施策体系に沿って、事務事業の効果的な推進を図ります。

☞ 施策の体系については、津市総合計画前期基本計画の内容を基に記載しています。

1 美しい環境と共生するまちづくり

(1) 循環型社会の形成

ごみの減量や適正な処理、さらには資源の循環利用や環境改善のルールづくりなどを通じて、持続可能な循環型社会の形成をめざします。

施策の体系

- 資源の循環的利用の推進
 - ごみゼロ社会の実現に向けた **3R[※]** の推進
 - 再生資源の利用拡大
- 廃棄物等の適正な処理
 - 廃棄物の適正な処理
 - ごみ処理施設等の整備推進
 - 不法投棄対策の強化
- 環境への負担の少ない社会の形成
 - 地球温暖化対策の推進
 - 地球温暖化対策の体制づくり
- 環境共生社会の実現に向けた活動
 - 環境基本計画の推進
 - 市民の環境意識の高揚
 - 環境学習・環境教育の推進

(2) 次世代に残す自然環境の保全・創造

環境活動の推進や、環境保全対策の充実を図ることにより、恵まれた自然環境を保全、創造し、次世代へと継承していきます。

施策の体系

- 多様な自然環境の保全
 - 森林の保全と活用
 - 親水空間の形成
 - 自然とのふれあい
- 環境保全対策の推進
 - 環境調査の推進
 - 公害防止対策の充実
 - 環境保全対策の推進
 - 良好な生活環境の保持

(3) 快適な生活空間の形成

地域の特性を活かした定住環境の整備や景観の創出など、快適な生活空間の形成をめざします。

施策の体系

- 市街地の整備
 - 良好な市街地の形成
 - 既存市街地の整備
- 住環境の整備
 - 良好な住環境の形成
 - 良質な民間住宅等の供給
 - 公営住宅等の計画的な改善、改修
- 良好な景観の形成
 - 景観形成の総合的な推進
 - 地域特性に応じた景観形成の推進
- 公園の整備・管理及び緑化の推進
 - 緑化の総合的な推進
 - 公園緑地の整備
 - 公園緑地の維持管理

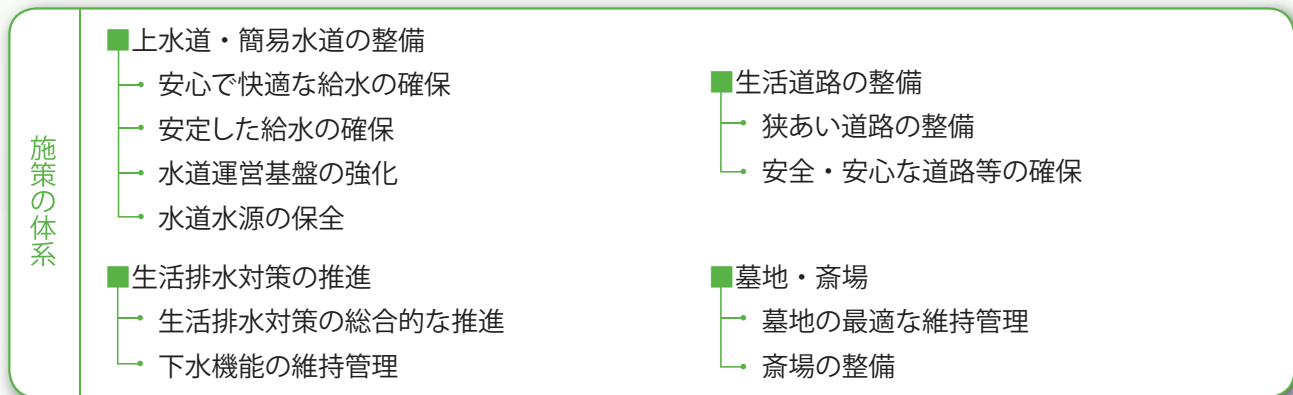
3R

Reduce（リデュース）物を大切に使う。Reuse（リユース）繰り返し使う。Recycle（リサイクル）再び資源として利用する。
この3つの言葉の頭文字をとって「スリーアール」と呼ぶ。



(4) 生活基盤の整備

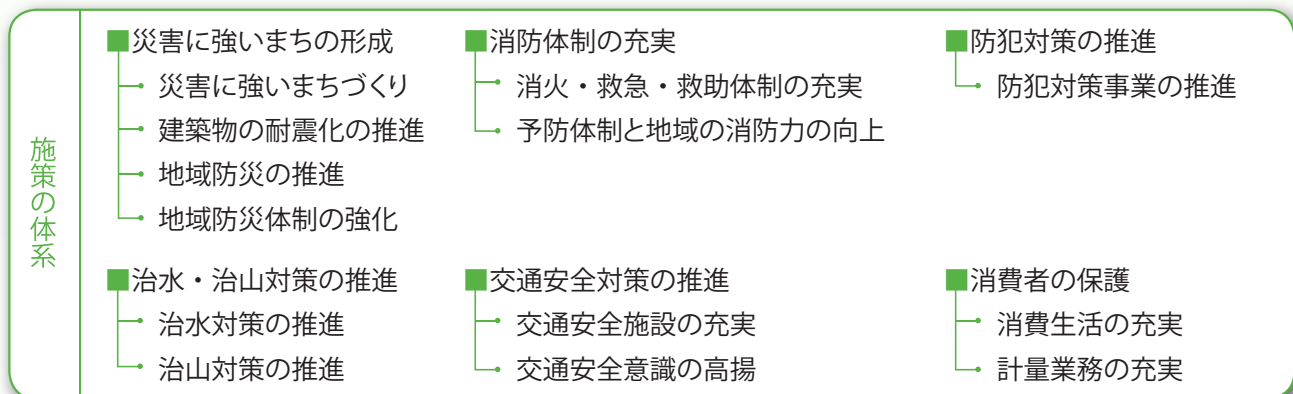
将来にわたる安全で快適な日常生活の実現をめざし、恵まれた環境を最大限に活かしながら、上水道、下水道、生活道路などの生活基盤の整備を進めます。



2 安全で安心して暮らせるまちづくり

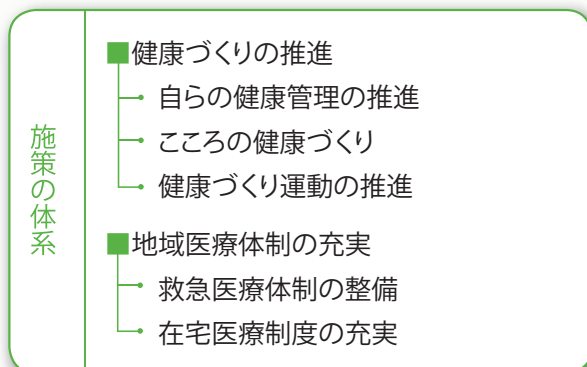
(1) 安全なまちづくりの推進

地震、風水害等の自然災害に対し、地域特性に応じた防災機能の向上を図りつつ、消防体制の整備を進めるとともに、交通安全対策や防犯活動の充実を図るなど、安全なまちづくりを進めます。



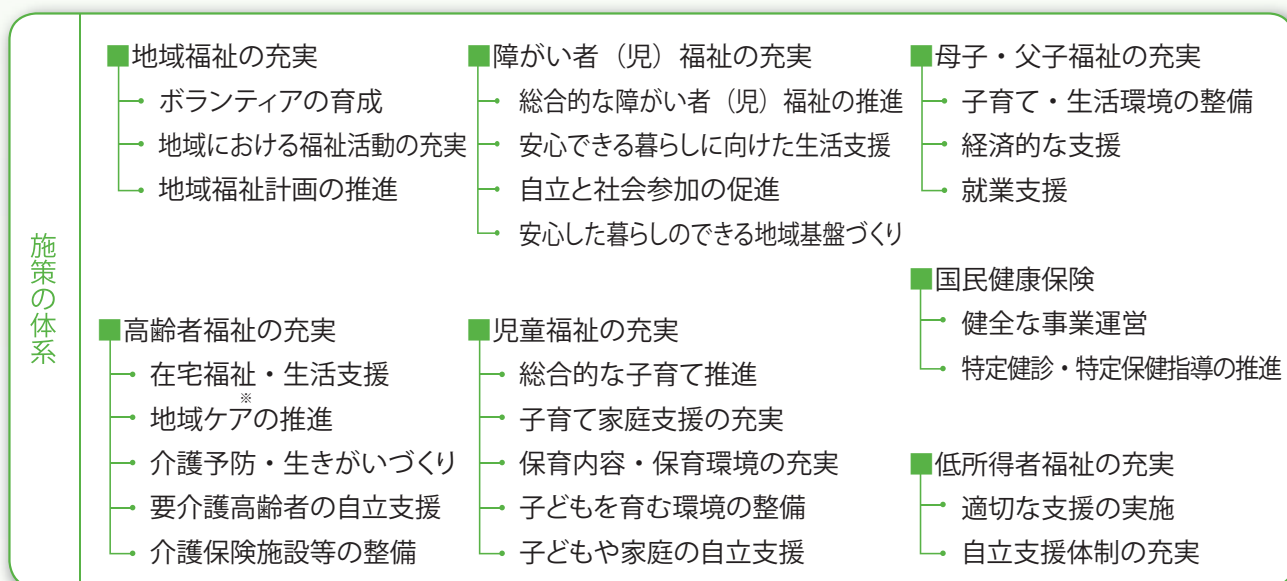
(2) 健康づくりの推進と地域医療体制の充実

豊かな人生の実現をめざし、市民自らの健康づくりを積極的に支援し、乳幼児期から高齢期に至る生涯を通じての健康づくりを推進するとともに、地域医療体制の充実を図ります。



(3) 地域福祉社会の形成

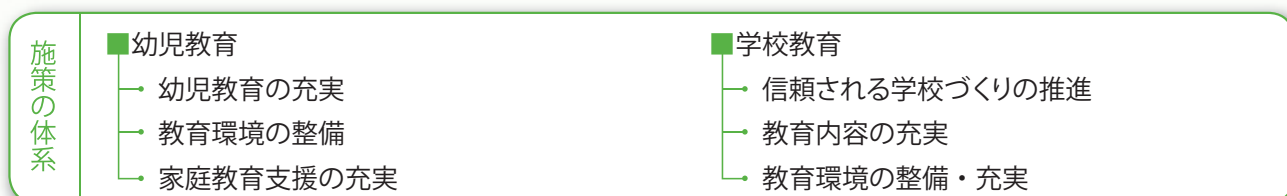
市民が共に生き、支えあいながら安心して暮らせる地域福祉社会の形成に向けて、地域における福祉活動の充実をはじめ、高齢者、障がい者、児童等の福祉の充実を図ります。



3 豊かな文化と心を育むまちづくり

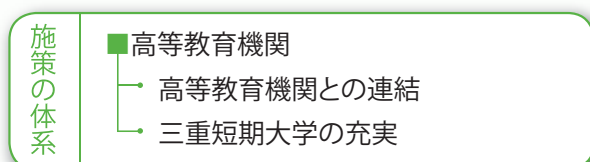
(1) 生きる力を育む教育の推進

未来の津市を担う子どもたちの豊かな心を育む学校教育の充実に努めるとともに、学校、家庭、地域という子どもたちを取り巻く教育環境を適切に整えるなど、確かな学力と生きる力を育む教育を推進します。



(2) 高等教育機関との連携・充実

高等教育機関が集積する地域特性を活かした有為な人材の育成や、知的資源の地域への還元を促進するなど、高等教育機関との連携充実を図ります。



地域ケア

地域に住んでいる誰もが、住み慣れた土地でさまざまな相談や福祉サービスを提供すること。

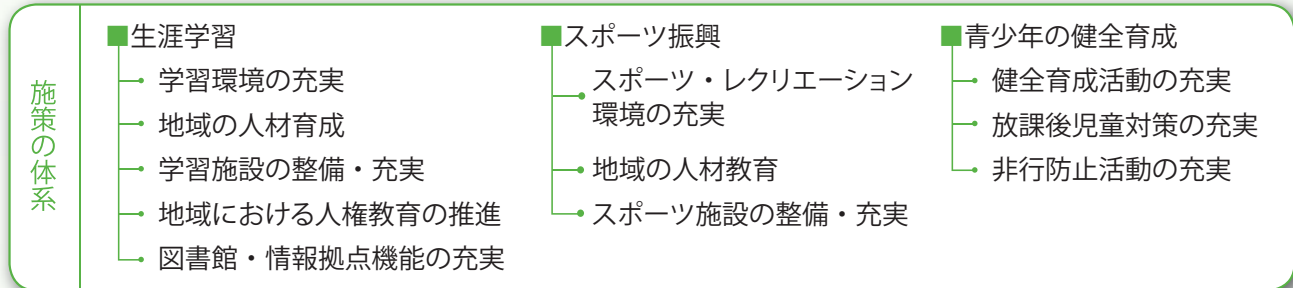
生きる力

変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身に付けさせたい「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」の3つの要素からなる力を指す。



(3) 生涯学習スポーツ社会の実現

市民一人ひとりが生きがいのある豊かな人生を送るために、生涯学習活動の充実、スポーツの振興、青少年教育等を通じて、いつでもどこでもだれでも学習できる、生涯学習スポーツ社会の実現をめざします。



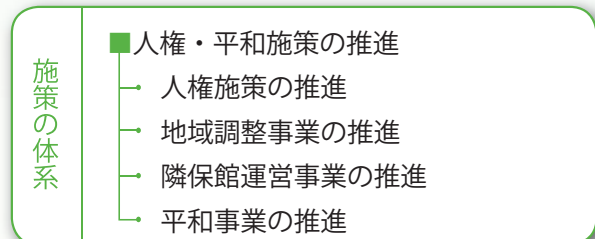
(4) 文化の振興

地域に根ざした個性的な文化の発展を図るために、地域の歴史文化の保存・継承活動により地域固有の文化を育むとともに、市民の自主的な芸術文化活動を促進し、多様で新しい文化が創出される環境づくりを進めます。



(5) 人権尊重社会の形成

市民の誰もが、一人ひとりの人権や個性などを大切にし、平和で互いを尊重しあえる社会の形成をめざします。



4 活力のあるまちづくり

(1) 自立的な地域経済の振興

先端的な新規産業の創出を促進するとともに、既存産業の活性化、地元産業の育成を図ることなどにより、就業の場の確保と産業経済活動の拠点性の向上に努めます。また、地域の特性を活かした産業の新たな振興方を講じるとともに、多様性を持った各地域がそれぞれの特性を高めあうことにより、自立的な地域経済の振興を図ります。

施策の体系

- 産業拠点の形成
 - 産業拠点における企業立地の促進
 - 新たな連携と交流を創出する新産業交流拠点の形成
- 農業の振興
 - 農業振興の総合的な推進
 - 農業経営の強化
 - 農地の保全と活用
 - 農業基盤整備の推進
 - 畜産の振興
- 林業の振興
 - 林業振興の総合的な推進
 - 林業経営基盤の強化
 - 森林保全と生産基盤の整備
 - 森林の活用促進
- 水産業の振興
 - 水産業振興の総合的な推進
 - 漁業基盤の整備
 - 経営基盤の整備
- 工業の振興
 - 工業振興の総合的な推進
 - 企業立地の促進
 - 既存工業の振興・中小企業の育成
- 商業の振興
 - 商業振興の総合的な推進
 - 商業の魅力づくり
 - 商業経営の安定化
- 勤労者福祉と雇用の推進
 - 労働環境の改善
 - 雇用機会の創出

(2) 交流機能の向上

都心の再生や広域的な交流拠点の形成に努めるとともに、交通ネットワーク、情報ネットワークの形成により、新たな連携の機会を拡大しつつ交流機能の向上を図ります。

施策の体系

- 交流拠点の整備
 - 賑わいのある中心市街地等の総合的な推進
 - 都心居住の推進
 - 公共交通等の利便性の向上
- 道路ネットワークの整備
 - 道路整備の計画的な推進
 - 体系的な道路網の整備
- 港湾の整備
 - 津なぎさまちの整備
 - 海岸整備の促進
 - 港湾機能の向上
- 公共交通の充実
 - 地域交通体系の計画的な構築
 - コミュニティ交通システムの整備
 - 鉄道の利便性の向上等
 - 海上交通の強化
 - 伊勢湾ヘリポートの活用
- 情報ネットワーク化の推進
 - ユビキタスネット社会への対応
 - 情報サービスの充実と行政事務の効率化
 - ^{*}情報リテラシーの向上

情報リテラシー

情報を使いこなす能力のこと。体験やメディアを通じて得られる大量の情報の中から必要なものを探し出し、課題に即して組み合わせたり加工したりして、意思決定したり結果を表現したりするための基礎的な知識や技能。



(3) 観光の振興

本市の、豊かで多様な地域資源や交通結節点としての優位性を活かし、既存の観光資源を磨き上げ、観光地としての魅力向上を図るとともに、受け入れ態勢の充実などにより、交流人口の拡大をめざします。

施策の体系

■観光の振興

- 観光振興の総合的な推進
- 観光資源の魅力の向上
- 観光基盤の強化
- 協働・連携による取り組み

■競艇事業の活性化

- 競艇事業の経営強化

5 参加と協働のまちづくり

(1) 市民活動の促進

市民活動の高まりによる新たな活力と魅力の創出をめざし、自治会等のコミュニティ活動やNPO、市民団体等のボランティア活動をはじめ、地域における身近な交流から国際的な交流にいたるまでの様々な市民活動の促進を図るとともに、誰もが社会参加しやすい環境づくりに向けた取組を進めるなど、豊かな市民社会を醸成します。

施策の体系

■市民活動の推進

- 市民意識の高揚
- 市民活動の支援
- 地域コミュニティ活動の支援

■都市間交流、国際交流の推進

- 国内交流
- 国際交流

■男女共同参画の推進

- 男女共同参画意識に向けた啓発と、政策・方針決定の場への男女共同参画の推進
- あらゆる分野での男女共同参画の推進
- あらゆる暴力等の防止と生涯を通じた心身の健康支援

■ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

- ユニバーサルデザインの浸透
- 市民が暮らしやすいまちづくりの推進

(2) 市民との協働の推進

地方分権時代を先導する自立性の高い津市を実現するため、積極的に情報公開と市民参加を推進するとともに、市民も主体的にまちづくりに参加し、市民と行政が責任を共有する協働のまちづくりを推進します。

施策の体系

■広聴・広報

- 広聴活動
- 広報活動

■情報公開の推進

- 情報公開の推進
- 行政文書の適正な管理

■協働のまちづくりの推進

- 自治基本条例の制定
- 推進体制の整備



第7章 重点プログラムの編成とその展開方向

1 重点プログラムの編成

国、地方を通じた厳しい財政状況の下で、本市の将来像を実現していくためには、事業そのものを目的化せず、事業の目的を市民生活の様々な局面からとらえ、まちづくりとして戦略的かつ重点的に推進していく必要があります。

このため、重点プログラムとして、「まちづくり戦略プログラム」、「元気づくりプログラム」、「地域かがやきプログラム」の3種類のプログラムを編成します。これらのプログラムは、まちづくりの施策体系に基づく事業を効果的に組み合わせ、その一体的、総合的な推進に取り組むことで、事業間の連携と相乗効果を引き出そうとするものです。

各重点プログラムの具体的な事業名等については、津市総合計画前期基本計画の内容を基に記載しています。

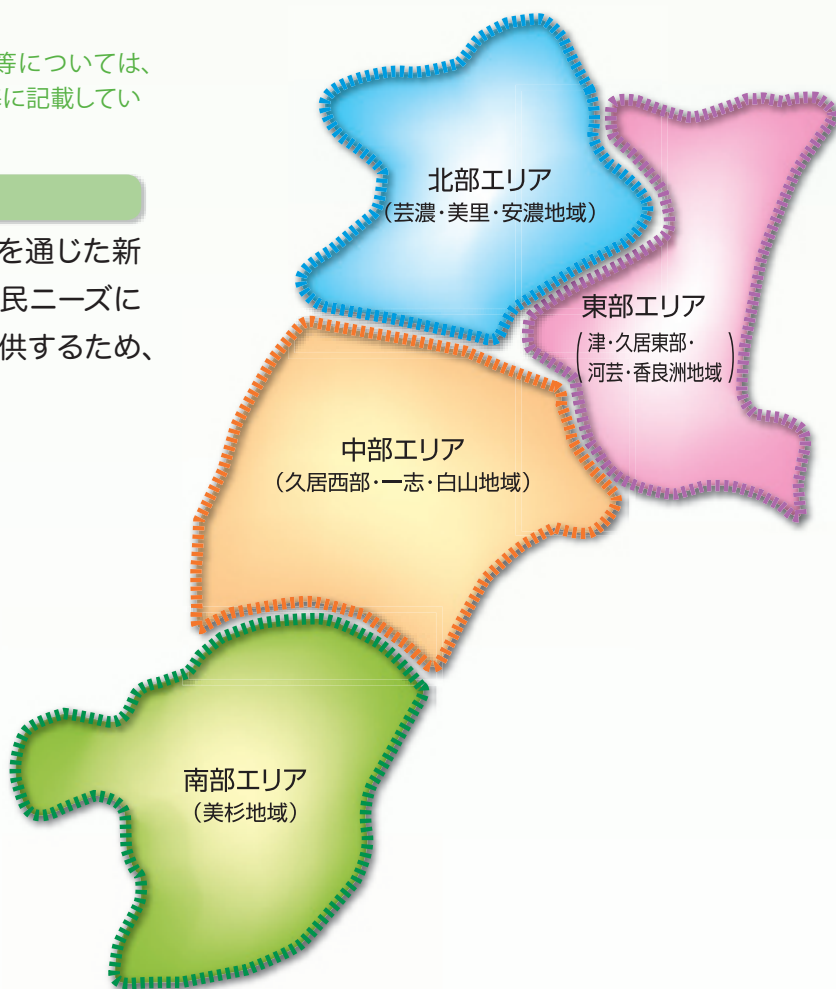
2 エリアの設定

地域かがやきプログラムの推進を通じた新たな地域連携の創出、さらには市民ニーズに応じた効果的な行政サービスを提供するため、

市域に4つのエリアを設定します。

これらのエリアについては、土地利用の3つのゾーニングを基礎とし、生活圏のつながりや道路交通網の状況、さらには合併前の郡の区域、一体の都市づくりをめざす都市計画の区域、地域振興を図るうえでの適度なエリア規模などを総合的に考慮し、「北部エリア」、「北部エリア」、「中部エリア」、「南部エリア」とします。

図. 地域かがやきプログラムを推進するための4つのエリア区分



3 重点プログラムの展開方向

(1) まちづくり戦略プログラム

まちづくり戦略プログラムは、一体感あるまちづくりを目的とするものです。まちを構成している市街地空間や山、川、海といった自然環境、市民の文化活動や健康づくり等の場となる公共施設などをまちづくりの資源として広域のかつ一体的にとらえ、その魅力や価値を高めていきます。このことによって、県都としての魅力と求心力の向上を図るとともに、質の高い暮らしの舞台を整えていきます。

① 未来を拓く都市空間形成プログラム

本市は、県庁所在地として、行政、経済、文化、教育を中心とする高次都市機能が集積していますが、人口減少社会を迎える中で、コンパクトな市街地を形成する観点に立った都市機能の集約化が求められています。

このため、都市ゾーンにおいては、津駅周辺地区、大門・丸之内地区、津新町駅周辺地区、久居駅周辺地区を交流拠点に、津なぎさ

まちを新たな交流拠点に位置づけるとともに、中勢北部サイエンスシティ、ニューファクトリーひさいを産業拠点、さらには津インターチェンジ周辺を新産業交流拠点と位置づけ、これらの拠点を中心に、都市機能のさらなる集積と活力のある都市空間の形成に取り組みます。このうち、中勢北部サイエンスシティ内のあかつピアについては、産業振興センターとして再整備を行い、地域産業振興の拠点とします。

また、コミュニティ交通の導入、道路交通ネットワークの整備を含めた広域交通ネットワークの形成を通じて、すべての市民が都市的なサービスを受けやすい条件を整えていきます。

さらに、交流拠点である津なぎさまちから大門・丸之内地区を経て、新産業交流拠点の形成をめざす津インターチェンジ周辺にかけては、中長期的な展望のもとに、県都としての求心力を高めていくことができる新都心軸の形成をめざします。

1 新都心軸の形成

- (1) 都市核（津城跡周辺地区の整備と活用）の整備
- (2) 津なぎさまちの整備
- (3) 新たな連携と交流を創出する新産業交流拠点の形成への取組

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
まちなか学生拠点づくり事業（仮称）	・市内在学大学生 ・商工観光部等	中心市街地の空き店舗等を活用し、まちなかで学生が活動するための拠点づくりを実施（1箇所）	平成20年度～
みなとまちづくり整備促進調査研究事業（仮称）	・レッツ津！夢みなとプラン推進協議会 ・都市計画部等	みなとまちづくりを推進していくため、導入機能、土地利用等に係る調査、研究	平成20年度～ 平成21年度
津IC周辺地区整備調査・研究事業	・都市計画部等	本市の玄関口として圏域内外との交流を展開する新たな産業交流拠点機能の形成のための調査、研究	平成20年度～

2 副都市核の整備

- (1) 久居駅東側周辺地区の整備

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
久居駅東側周辺地区整備事業	・民間事業者 ・政策財務部 ・都市計画部	防衛省との用地交換後、民間活力を導入しながら、副都市核である久居駅東側周辺地区の整備	平成20年度～



3 産業拠点を中心とした企業立地の促進と産業の高度化

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
中勢北部サイエンスシティ立地基盤整備事業	・下水道部 ・津市土地開発公社	未造成区域の造成及び関連公共施設の整備	平成 20 年度～ 平成 21 年度
ニューファクトリーひさい区画分割整備事業	・三重県土地開発公社	大規模区画の分割整備	平成 20 年度

4 広域交通ネットワークの形成

- (1) 環状放射型道路交通網の整備
- (2) 地域交通体系の計画的な構築

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
環状放射型道路交通網の整備 (個別路線名整備事業)	・国、三重県 ・建設部	本市の生活圏域、経済圏域の一体性を高めるため、環状放射型の道路交通体系の整備推進	平成 20 年度～

② 自然の恵みの価値創造プログラム

本市は、多様で豊かな自然環境に恵まれています。その恵みを質の高い暮らしの場づくりに活かしていくためには、自然が持つ公益的機能を積極的に引き出していくことが求められています。

このため、農住ゾーンの農村集落の維持継承を図るため、優良農地の保全に努めるとともに、自然環境共生ゾーンの豊かな森林を次世代に健全な状態で引き継いでいくことができるよう、美杉地域をはじめとする中山間地域においては、バイオマス資源等を活用した地域循環型産業の新たな拠点の形成をめざすなど、農山村の活性化への取組を進めます。

また、自然資源等を活かしたレクリエーション拠点、歴史文化拠点においては、**森林セラピー**[※]や**ヘルスツーリズム**[※]、二地域居住などの取組と連携し、これらの取組の中山間地域全体への拡大を図りながら、自然を求めて交流し、定住する人々の増加をめざします。

さらに、河川流域においては、総合的な排水対策の推進や流域が一体となった公共用水域の水質保全等により、美しい水辺空間を創出するなど、自然からの豊かな恵みを享受し、次の世代に引き継いでいくための取組を進めます。

1 豊かな自然の恵みを次世代に引き継ぐための取組

- (1) 農山村活性化プロジェクトの推進
- (2) バイオマス等の活用

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
農林業基盤整備事業	・農林水産部	用水路のパイプライン化、ほ場、農道、林道など農林業基盤整備の推進	平成 20 年度～

2 森林セラピー基地の整備

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
森林セラピー基地事業	・美杉総合支所等	森林セラピー基地（セラピーロード [※] と宿泊施設）を活用したヘルスツーリズムの展開	平成 20 年度～

森林セラピー

リラックス効果が森林医学の面から専門家に実証され、さらに、関連施設等の自然・社会条件が一定の水準で整備されていると認定された地域。

ヘルスツーリズム

観光地や観光施設が通常のサービスに加えて、健康管理サービスを意図的に提供することによって観光客を誘致する観光。

セラピーロード

森の持つ力の研究により、生理・心理・物理実験等により癒し効果がある認定された森林地域の散策路。

3 山から海まで河川流域の一体的な取組

- (1) 山と川と海のネットワークづくり
- (2) 生活排水対策の総合的な推進
- (3) 治水・治山対策の総合的な推進

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
山と川と海のネットワーク事業	・環境部 ・農林水産部	計画の策定とネットワーク組織の構築及び事業の推進	平成 20 年度～
下水道整備事業	・三重県 ・下水道部	公共下水道、流域下水道の整備推進	平成 20 年度～
準用河川五六川改修事業	・建設部	五六川の河川改修工事（第三期事業）	平成 20 年度～ 平成 23 年度

③ 海に開くまちづくりプログラム

市民に親しまれている美しい海は、本市にとってかけがえのない共有財産であり、その魅力をさらに高めていくためには、沿岸域の総合的な保全、利用を進めていく必要があります。

このため、白砂青松の面影が残る海岸線については、その貴重な自然を活かしつつ、海水浴など市民の身近なレクリエーションの場として活用を図るとともに、海岸堤防の改修とあわせ、海岸道路の整備を促進するなど、魅力

あふれる津の海的环境整備を進めます。

また、津なぎさまち及びその周辺においては、新たな交流を創出する拠点として、賑わいと潤いのある都市空間の形成に取り組んでいきます。

さらに、水産業の振興をめざし、漁港の機能向上や活気あるみなとづくりを進めるなど、沿岸域の多様な資源を活かしながら、海に開くまちづくりをめざします。

1 津なぎさまちの整備

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
みなとまちづくり整備促進調査研究事業（仮称）	・レッ津！夢みなとプラン推進協議会 ・都市計画部等	みなとまちづくりを推進していくため、導入機能、土地利用等に係る調査、研究	平成 20 年度～ 平成 21 年度

2 魅力ある津の海的环境整備

- (1) 観光資源の魅力の向上
- (2) 海岸堤防の整備促進
- (3) 河芸町島崎町線の整備

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
ふるさと海岸整備事業（阿漕浦・御殿場工区）	・国、三重県 ・建設部	ふるさと海岸整備事業（阿漕浦・御殿場工区）の事業着手、整備促進	平成 21 年度～
ふるさと海岸整備事業（栗真町屋工区）	・国、三重県 ・建設部	ふるさと海岸整備事業（栗真町屋工区）の事業着手、整備促進	平成 21 年度～
河芸町島崎町線整備事業	・三重県 ・建設部	ふるさと海岸整備事業栗真町屋工区の事業化と併せた河芸町島崎町線の事業着工、整備推進	平成 21 年度～



3 漁港等の整備

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
白塚漁港南防波堤整備事業	・農林水産部	イカナゴ漁などを守るため、漁業生産拠点である白塚漁港、南防波堤の延伸工事の完成	平成 20 年度～ 平成 24 年度

④ 持続可能な地域形成プログラム

美しい環境を守り、育て、次の世代に引き継いでいくためには、地域が一体となった環境保全への取組が求められます。

このため、ごみゼロ社会の実現に向けて、積極的なごみ減量に取り組むとともに、地域特性を活かした新エネルギーの利用を促進するなど、様々な主体との連携、協働のもとに、環境への負荷を減らしていくための取組や自然の持つ環境価値を高めていくための取組を進

めます。また、環境学習拠点の設置や、資源循環を促す環境産業の育成などを通じて、持続可能な地域社会の形成をめざします。

特に、生活基盤の根幹をなすごみ処理については、市民生活に支障をきたすことのないよう、市民の理解と参画を得ながら、埋立ごみの削減を進めるとともに、環境に配慮した安全で安心な処理方式の採用による新最終処分場の建設を推進します。

1 森林・自然アカデミー事業の推進

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
森林・自然アカデミー事業	・環境部 ・農林水産部 ・各総合支所等	三重大学との連携による演習林施設の有効活用等による環境学習拠点づくり	平成 20 年度～
エコパートナー事業 [*]	・環境部	市民の環境活動拠点である市民エコ活動センターの運営	平成 20 年度～
ストップザ温暖化・元気環境交流事業	・環境部 ・教育委員会	科学技術体験合宿等による環境学習の推進（SPP合宿型学習活動）	平成 20 年度～
森の恵み体験&実践事業	・環境部 ・農林水産部 ・各総合支所	森林を活用した環境学習・交流による、持続可能な地域社会づくりの推進	平成 20 年度～
森林資源を活かしたヘルスツーリズム事業	・農林水産部 ・商工観光部 ・美杉総合支所 ・美里総合支所	森林資源を活用した健康サービスを提供することにより、健康増進と観光振興	平成 20 年度～
美里水源の森整備事業	・美里総合支所 ・水道局	セラピーロード及び付帯施設、案内板の整備	平成 20 年度～

2 市民版環境マネジメントシステムの普及促進とごみ減量化^{*}

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
生活かえる！エコエコ家族事業 [*]	・環境部	市民版環境マネジメントシステムの普及	平成 20 年度～
市民清掃デー	・環境部 ・各総合支所	5 月 30 日の「ごみゼロの日」、6 月の「環境月間」、10 月の「3R 推進月間」等、統一行動日、月間の設定と実践	平成 20 年度～
ごみダイエット塾等 3R 推進事業	・環境部 ・各総合支所	地域でのごみダイエット塾の開催など 3R の推進 PR 等	平成 20 年度～

エコパートナー事業

24 市民エコ講座の開催や地域のエコ活動リーダーの養成を通じて、市民が自発的に環境について「知る」「考える」「行動する」雰囲気づくりと、市民が運営に積極的に参加する市民エコ活動センターを設置して、それを活動拠点として市民に向けてエコに関する情報を発信していく事業。

環境マネジメントシステム

企業や団体等が環境を良くする方針や目標等を設定し、継続的に省エネ・省資源などの環境活動に取り組む仕組み。

エコエコ家族

市が、市民版環境マネジメントシステム普及のため、市内の一般家庭を対象に毎年募集している環境活動で、家族で身近な環境への負担の少ない生活に取り組むことで、3 カ月継続した家族は「エコエコ家族」、1 年間継続した家族は「エコエコ達人家族」に認定される。

3 新最終処分場の建設

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
新最終処分場建設推進事業	・環境部	新最終処分場建設事業の推進	平成 20 年度～

4 津エコビレッジ（仮称）の形成促進

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
津エコビレッジ（仮称）形成促進事業	・環境部 ・農林水産部 ・商工観光部他	地域循環型産業の育成、立地促進、研究開発など環境と産業が一体化した地域振興	平成 20 年度～
森林・自然アカデミー事業	・環境部 ・農林水産部 ・各総合支所等	三重大学との連携による演習林施設の有効活用等による環境学習拠点づくり	平成 20 年度～

⑤ 歴史と文化の拠点形成プログラム

本市は、古くから交通の要所としての歴史を積み重ね、東西文化が交わる結節点としての多様で豊かな文化を育んできました。本市には今も、多くの史跡や文化財など地域固有の歴史文化が伝承され、暮らしの中に息づいています。

これらの歴史文化的資源については、本市の個性と魅力を高める貴重な資源として、まちづくりと一体となった保全、活用に取り組んでいく必要があります。

このため、一身田寺内町をはじめとする拠

点性の高い歴史文化的資源については、周辺環境の保全や必要な整備を行うとともに、市民の機運の高まりを踏まえつつ、史跡としての価値を次世代に伝えるための調査研究に取り組めます。

また、これらの貴重な歴史文化資源を、まちづくりの様々な機会において活用するなど、本市への誘客をはじめ地域内・外の人との交流を促進します。

1 一身田寺内町の町並み保全と活用

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
一身田寺内町まちづくり事業	・スポーツ・文化振興室 ・教育委員会 ・建設部 ・下水道部 等	道路や環濠等の環境整備と歴史的資源の活用	平成 20 年度～ 平成 24 年度

2 多気北畠氏城館跡周辺地区の保全と活用

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
多気北畠氏城館跡保存管理計画策定事業	・教育委員会	国史跡の多気北畠氏城館跡の貴重な歴史的資源の保存継承に向け必要な方針・方法を定める保存管理計画の策定	平成 20 年度
伊勢本街道を活かした地域づくり事業	・地域住民 ・三重県 ・美杉総合支所他	伊勢本街道等を活かした住民等との協働による地域づくりと美杉ふるさと資料館の入館者の増加	平成 20 年度～



3 津城跡（お城公園）周辺地区の整備と活用

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
津城跡保存管理計画策定事業	教育委員会	県史跡の津城跡の本質的な価値を明確にし、次世代に伝えるために必要な方針・方法等を定める保存管理計画の策定	平成 20 年度

4 千歳山の保全と活用

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
千歳山整備活用事業	・政策財務部 ・建設部	千歳山整備構想の策定と公園整備事業の着手	平成 20 年度～ 平成 24 年度



5 文化芸術の拠点性の向上

⑥ 健康とスポーツの振興プログラム

市民の健康に対する意識が高まりつつあるなか、市民一人ひとりが心豊かに楽しく、元気に暮らしていくためには、ヘルスプロモーション[※]の理念に基づき、市民の生涯にわたる健康づくりを促進していく必要があります。

このため、まちづくりのあらゆる機会を通じて、「歩く」機会を積極的に創出することにより、

市民自らが健康の維持に主体的に取り組める環境づくりに取り組んでいきます。

また、身近な健康づくりから競技スポーツに至る幅広い市民のニーズに応えていくことができるよう、既存施設の再整備や県都にふさわしい総合的な健康・スポーツ施設の整備などを通じて、多様で質の高い健康づくりやスポーツの場の提供をめざします。

1 まち歩き（ウォーキング）による健康づくりの促進

2 地域特性を活かしたウォーキングコースの設定と全国規模の大会開催

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
森林セラピー基地事業	・美杉総合支所他	森林セラピー基地（セラピーロードと宿泊施設）を活用したヘルス・ツーリズムの展開	平成 20 年度～
津らくらくフェスタ事業	・健康福祉部 ・商工観光部 ・スポーツ・文化振興室	まち歩きによるシステムの整備による「歩く」「体験する」「学ぶ」楽しさを体感する広域的事業	平成 20 年度～
地域のおすすめウォーキングコース活用事業	・健康福祉部 ・ヘルスボランティア	健康づくり推進員等と協力した、地域のおすすめコースを活用した健康増進事業	平成 20 年度～

3 健康づくりやスポーツ振興に取り組むための地域のネットワークづくり

4 総合的なスポーツ施設の整備

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
総合的なスポーツ施設の整備	・スポーツ・文化振興室	県都にふさわしい総合的なスポーツ施設として、体育館を含めた総合的な屋内施設の早期着工に向けた取組	平成 20 年度～
既存のスポーツ施設の機能拡充	・スポーツ・文化振興室 ・安濃総合支所	安濃中央総合公園及びその周辺におけるテニスコート等スポーツ施設の整備	平成 20 年度～

ヘルスプロモーション

1986 年 WHO(世界保健機構)のオタワ憲章で提唱された概念で、人々が自らの健康をコントロールし、改善することができるようするプロセス。

(2) 元気づくりプログラム

元気づくりプログラムは、人と人とのつながりを大切にした協働のまちづくりを目的とするものです。協働の時代を展望し、市民の参画と協働による新しいまちづくりの仕組みを整え、地域や市民のニーズをできる限りきめ細かく充足していきます。また、市民がまちづくりに参画する機会を増やし、地域活動の活発化とつながりの輪を広げていくことで、元気な暮らしづくりと地域力の向上に結びつけていきます。

なお、本プログラムは、市民による自発的なまちづくりの実践や提案を取り入れていくことで、「成長するプログラム」としての発展、充実をめざします。

1 支え合いによる暮らしの安心づくり

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
ささえ愛ひろめ隊事業	・健康福祉部 ・子育て・健康づくり活動団体等	地域社会の中で、相互にささえあえる仕組みづくり	平成 20 年度～

2 市民主体の環境活動の推進

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
エコパートナー事業	・環境部	環境活動の拠点である市民エコ活動センターの運営	平成 20 年度～

3 地域の消防防災力の向上

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
津市民防災大学事業	・津市民防災大学実行委員会 ・防災危機管理室	市民を対象に災害対応技術等の習得促進	平成 20 年度～
消防防災指導センター設置運営事業	・消防本部 ・防災危機管理室 ・地域住民	地域住民等へのきめ細かい指導を実施するため、消防防災指導センターの設置、運営	平成 20 年度～

② 元気な人づくりプログラム

まちづくりには、これを担う人々の存在が不可欠となります。

このため、三重短期大学においては、地域連携センターを設置し、市内の大学や地域との連携の仕組みづくりを進めるとともに、市民の生涯学習機会の拡充などに取り組みます。

次代の人材育成を担う小・中学校において

① 住みやすさ向上プログラム

まちづくりの基本は、市民が安心して暮らすことのできる環境を整え、本市の特性である住みやすさを高めていくことにあります。

このため、支えあいの地域力を基盤とした地域福祉の仕組みづくりや、市民が主体となった環境共生の仕組みづくりに取り組みます。さらには、消防防災指導センターを設置し、きめ細かい指導体制を充実するとともに、自主防災組織等と連携した実践的な地域の消防防災力の向上をめざすなど、暮らしの安全・安心に結びつく協働のまちづくりを積極的に推進し、市民とともに住みやすさの向上をめざします。

は、地域との連携による「[※]共育」の推進に取り組むなど、人と人とのつながりを大切にした元気な人づくりの仕組みを築き、地域ぐるみでの教育に取り組めます。

また、津市げんき大学などとの連携のもとに、まちづくりの担い手育成や協働の展開などを促進します。

共育

「学校」、「地域」、「家庭」それぞれの教育力の向上を図ることにより、力を合わせて子どもを育てていく体制づくりを「共育」として表現したものである。



1 地域連携センターの設置と地域貢献の推進

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
地域連携センターの設置による地域貢献推進事業	・三重短期大学・教育委員会 ・健康福祉部・商工観光部 ・市民部・各総合支所	大学や地域との連携による健康都市教育や地域連携センターのコーディネートによる生涯学習の推進	平成 20 年度～

2 地域の学びの拠点づくり

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
地域の学びの拠点づくり事業	・教育委員会・三重短期大学 ・商工観光部・市民部	学校が地域の人材育成、地域の活力を生み出す源となる役割を果たす地域の学びの拠点づくり	平成 20 年度～

3 津市げんき大学の活動促進

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
津市げんき大学活動促進事業	・市民部 ・津市げんき大学実行委員会	津市げんき大学の設置を通じた地域資源の発見、市民相互の交流促進、ボランティアの育成	平成 20 年度～

③ 若者定住プログラム

少子化や人口減少が進展する時代を展望すると、まちづくりにあたっては、本市で学び、働く若者が住み続けたいと思えるような取組を強化していくことが大切です。

このため、中勢北部サイエンスシティ内のあのつピアに産業振興センターを設置し、企業

や大学等研究者の集いの場として活用していくことにより、地域を担う人材育成に取り組みます。

また、本市で家庭を持ち、安心して子どもを産み、育てていくための子育て支援の仕組みづくりに取り組むなど、若者定住のまちづくりを進めます。

1 魅力のある産業の育成と雇用の場づくり

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
津市中小企業振興等関係事業	・民間企業 ・三重県 ・商工観光部	中小企業に対する研究開発補助金及び人材育成補助等	平成 20 年度～
津市産学連携促進事業	・民間企業 ・三重大学 ・三重県 ・商工観光部等	市内企業調査事業、市内企業と三重大学のマッチング※事業	平成 20 年度～
津市産業支援研究開発振興事業	・三重県 ・商工観光部	産業振興センターの整備と運営	平成 20 年度～

2 子育てをしやすい環境づくり

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
津市地域 ICT 利活用モデル構築事業	・健康福祉部 ・総務部 ・教育委員会	ICT※を利活用した子育て支援システムの構築による子育て支援	平成 20 年度～
ささえ愛ひろめ隊事業	・健康福祉部 ・子育て・健康づくり活動団体等	地域社会の中で、相互にささえあえる仕組みづくり	平成 20 年度～

マッチング

2 種類以上のものを組み合わせ、つりあわせること。

ICT

Information and Communication Technology の略で、情報・通信に関連する技術一般の総称。

④ 交流による活力創造プログラム

まちづくりには、市民はもとより、本市を訪れる人々にとっても、活動のしやすい魅力ある交流空間を整え、新たな活力を創造していくことが求められています。

このため、中心市街地における賑わい空間の創出、中山間地域の豊かな自然などを活か

し二地域居住をはじめとする、都市農村交流の促進や本市の様々な地域資源を活かした「まち歩き」の仕組みづくりや外国からの誘客を図るインバウンド観光[※]の促進などを通じて、近年の観光ニーズに応じた新たな観光スタイルを創出するなど、交流人口の大幅な増加をめざします。

1 まち歩きシステムの整備

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
津らくらくフェスタ事業	・健康福祉部 ・商工観光部 ・スポーツ・文化振興室等	「まち歩きシステム」の整備による「歩く」「体験する」「学ぶ」楽しさを体感する広域的事業	平成 20 年度～

2 観光サービスの充実と広域連携の強化

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
観光ボランティア育成事業	・商工観光部	地域住民、団体等と連携を図り、観光の側面からの人材の育成	平成 20 年度～

3 交流人口 100 万人の創出をめざした取組

- (1) 観光レクリエーション入込客の増加
- (2) 拠点の形成を通じた新たな交流の創出

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
観光振興ビジョンの推進	・商工観光部	多様化する観光ニーズにあった観光戦略の総合的な推進	平成 20 年度～

⑤ 津らしさ実感プログラム

都市間競争の時代にあって、まちづくりには、市民とともに本市の個性や魅力を再認識し、あるいは新たに発見したうえで、本市の良さを積極的に情報発信していくことが必要となります。

このため、藤堂高虎公入府 400 年などを契機に、「まち歩き」の仕組みづくりとの連携を図りながら、本市の歴史、文化の認知度、魅力度を高めるとともに、豊富な地物や地域の素晴らしい景観等を活かしたブランド戦略に取り組みます。

また、伊勢市等との都市間連携やフィルムコミッション[※]等を通じて積極的かつ広域的な情報発信の機会を広げるなど、より多くの人々が「津

らしさ」を実感できるようなシティプロモーション[※]の仕組みづくりを進めます。



インバウンド観光

「インバウンド (inbound)」は「入ってくる、内向きの」という意味で、自分たちの地域から外に人々を送り出すという従来のアウトバウンド観光 (発地型) とは逆の視点で、地域に集まってきた人びとに対する受け入れをするという着地型の考え方。(例えば外国人旅行者を日本へ誘致する観光など)



フィルムコミッション

映画、テレビドラマ、CM などのロケ撮影を誘致し、実際の撮影をスムーズに進めるための様々な支援を行うもので、例えば撮影に関する地域の情報提供や公共施設の使用手続きの調整などの窓口を行う。これを通じて、地域の特性・魅力を内外に発信するとともに、地域の活性化を図る効果がある。

シティプロモーション

都市の知名度の向上と交流人口の拡大をめざして都市の魅力を PR すること。

1 藤堂高虎公入府 400 年を契機とした文化のまちづくり

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
高虎サミット IN TSU	・市民部	藤堂高虎公ゆかりの地との交流事業の実施	平成 20 年度
藤堂高虎公特別展覧会実施事業	・教育委員会	藤堂高虎公にまつわる、各地に残る歴史資料を一堂に集めた展覧会の実施	平成 20 年度
藤堂高虎公の歴史資料室設置事業	・スポーツ・文化振興室	藤堂高虎公の功績を後世に伝えるため、公共施設等を有効利用した歴史資料室の開設	平成 20 年度～平成 24 年度
藤堂藩ゆかりの地への碑の設置事業	・スポーツ・文化振興室	藤堂藩ゆかりの地への碑の設置	平成 20 年度～平成 24 年度
千歳山整備活用事業	・政策財務部 ・建設部	千歳山整備構想の策定と公園整備事業の着手	平成 20 年度～平成 24 年度

2 地域ブランドの確立

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
美味 City ★津事業 ～おいし・うれし・たのし・つし～	・地域住民 ・民間企業 ・商工観光部 ・農林水産部等	豊富な地域産物を活用した味覚の掘り起こし（新たな商品開発）と情報発信	平成 20 年度～

3 シティプロモーションの仕組みづくり



(3) 地域かがやきプログラム

地域かがやきプログラムは、特色ある地域振興を目的とするものです。まちづくり戦略プログラム、元気づくりプログラムとの連携を図りながら、4つのエリア区分に沿って、それぞれのエリアの特性や資源を活かし、個性が輝く地域づくりを進めます。また、エリア間の役割分担を明確にし、互いに補完し合うことで、全体としてバランスのとれた地域づくりに取り組みます。

また、このプログラムの成果を踏まえつつ、総合支所の区域を基礎とした新たな行政圏を設定し、地域づくりはもとより、暮らしに身近な行政サービスのより効果的な提供をめざします。

① 東部エリア

キラリと輝く人づくり・まちづくり

東部エリアは、国、三重県の行政機関や文化施設が多く立地しているほか、大学等高教育機関や研究機関、医療機関などの多様な

都市機能を有するほか、海上アクセスや種々の交通機関により、市内はもとより国内外のたくさんの人々が集う地域です。

また、市内で唯一、河芸地域から香良洲地域までの海岸線は、市民に豊かな自然の恵みと安らぎを与えてくれる「海」という資源を有する地域です。

そこで、これら恵まれた地域資源や立地条件を活かした地域振興にとって、特に「人」が果たす役割は、今後、参加と協働のまちづくりをめざす中で、さらに重要になると思われることから、エリア内に点在する多彩な生涯学習・スポーツ拠点施設等を活用した人材育成や、地域からの全国への情報発信が期待されています。

1 知の拠点としての情報発信

- (1) 研究情報ハブ[※]の形成
- (2) 文化情報ハブ[※]の形成
- (3) 国内・国際会議の開催
- (4) 地域ブランドの情報発信
- (5) 市民参加による旬の地域情報発信

このため、市の政治、文化、経済の中心的エリアとして、地域の文化、芸術に関する人材や、歴史的・文化的資産、先端研究などに関する情報の収集・蓄積・融合を行い、これら「知」の情報をさまざまな機会を通じて発信できる拠点づくりや、市民、企業、大学等高等教育機関との連携による地域を担う人材育成と、地域連携による交流のまちづくりをめざします。



事業名	事業主体	事業概要	実施時期
情報発信、流通促進施設の拠点づくり	・農林水産部 ・商工観光部 ・河芸総合支所 ・総務部 ・民間団体	「知」の情報拠点となる情報ハブを活用し、ホームページ [※] や携帯端末を利用した、おもてなし情報の提供 国道23号中勢バイパス津(河芸)工区に予定されている道の駅の整備促進にあわせた、産直所や情報発信機能等の整備促進	平成20年度～

2 地域を担う人づくり

- (1) 多様な人材の育成
- (2) スポーツ・レクリエーション等を通じた生きがいづくり
- (3) 多文化共生[※]の地域づくり

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
多様な人材育成事業	・教育委員会 ・教委久居事務所 ・教委河芸事務所 ・教委香良洲事務所	大学等の高等教育機関と連携し、「あかつアカデミー」等生涯学習事業の開設や各分野等での経験で培われた知識を有する人材を活用した「地域リーダー養成塾」を開設	平成21年度～
各種スポーツ大会の開催	・スポーツ・文化振興室 ・河芸総合支所 ・香良洲総合支所	河芸町民の森公園内及びサンデルタ香良洲周辺の各施設を活用し、各種レクリエーション、スポーツ大会等を開催	平成21年度～
多文化共生推進事業	・教育委員会 ・市民部 ・教委河芸事務所	言葉や文化が異なる外国の人々と地域住民との交流の輪を広めるイベント等を開催	平成21年度～

研究情報ハブ

車輪の中心部のように、大学、公的試験研究機関、企業の技術情報が集積・発信する拠点。

文化情報ハブ

車輪の中心部のように、地域の様々な文化情報が集積・発信する拠点。

ホームページ

ウェブブラウザを起動した時や、多くのウェブブラウザに存在するホームボタンを押した時に表示されるウェブページのことである。スタートページともいわれる。

多文化共生

国籍、文化、習慣、性別、年齢の違いに関わらず、誰もが地域住民として認め合い、対等な関係を築こうとしながら共に生きていくこと。



3 地域連携による交流の推進

- (1) 鉄道で巡るおもてなしルートの設定
- (2) 伝統文化の伝承と賑わいの創造
- (3) 海を活かした交流の推進
- (4) ユニバーサルデザインのモデル地域づくり
- (5) 歴史文化の賑わいの創出

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
鉄道で巡るおもてなしルートの設定	・商工観光部 ・久居総合支所 ・河芸総合支所	おもてなしルートの設定とおもてなし情報マップを作成	平成 21 年度～
伝統文化の継承	・教育委員会 ・教委香良洲事務所 ・教委河芸事務所	伝統ある郷土芸能を観光資源として、県内外に情報発信し地域を支える人づくりの促進	平成 21 年度～
海と山の地域間交流事業	・教育委員会 ・教委香良洲事務所 ・河芸総合支所	地元及び山間部に住む小中学生などを対象に、海を活用した、たて干しや地引網などの体験イベント等の実施により相互交流を推進	平成 21 年度～
ユニバーサルデザインのモデル地域づくり	・政策財務部 ・香良洲総合支所 ・市民団体	サンデルタ香良洲を拠点に、市民等との協働のもと、小中学校や企業などを対象とした講座等による普及啓発や、まちづくりを考える自主的な活動団体間のネットワークづくりを推進	平成 21 年度～
寺内町まちづくり活動	・地元まちづくり協議会 ・スポーツ・文化振興室 ・教育委員会	地元まちづくり協議会等への支援により、地域主体のまちづくりを推進	平成 20 年度～

② 北部エリア

都市や自然と共存するふれあいの里づくり

北部エリアは、歴史的にも深いつながりのある3つの地域（芸濃、美里、安濃）が広域農道「グリーンロード」を通じて地理的にも結ばれており、市街地に隣接しながらも、経ヶ峰、錫杖湖、安濃川、長野川をはじめとした豊かな自然環境や田園に囲まれた地域です。

また、明合古墳、長野城跡、石山観音等の歴史的資源や伊賀街道、伊勢別街道の宿場など歴史を感じられる名所旧跡を有しています。さらに、安濃中央総合公園、芸濃総合文化センター、みさとの丘など、スポーツ・レクリエーション施設や文化施設も整っており、市民の活動拠点として、多

様な利用ニーズに応えていくことが期待されています。

そこで、市街地と隣接した豊かな自然環境や農業資源、充実した施設を活用し、スポーツ・レクリエーションの機会を増やすとともに、特産品や地域資源を積極的に活用した交流の拡大を図るなど、農住ゾーンとしての特色を活かした地域振興が求められています。

このため、スポーツ施設をさらに充実させるとともに、市内にある他の観光エリア等とも連携しながら、季節ごとの見所や様々なイベントなど地域の魅力を情報発信し、都市と地域の住民が共に自然とふれあい、憩い、学び、楽しむ機会を増大させることによって、都市や自然と共存する、健康で活力あるふれあいの里づくりをめざします。

1 スポーツ・レクリエーション活動の促進

- (1) スポーツ・レクリエーション拠点の形成
- (2) 自然・歴史散策コースの整備

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
スポーツ施設の整備	・スポーツ・文化振興室 ・安濃総合支所	安濃中央総合公園及びその周辺におけるテニスコート等スポーツ施設の整備	平成 20 年度～
自然・歴史ウォーキング事業	・芸濃総合支所・市民団体 ・美里総合支所	ウォーキングコースの設定やウォーキングイベント等の開催など	平成 20 年度～

2 地域産業振興の拠点づくり

(1) 新たな観光交流の創出

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
美里フラワービレッジ交流推進事業	・美里総合支所 ・市民団体 ・生産者	・飲食休憩施設の拡充支援 ・食に関するイベントの開催 ・特産品の消費拡大	平成 20 年度～
見においしい！観光モデルコース創設事業	・芸濃総合支所 ・美里総合支所 ・市民団体	エリア内外の観光資源および観光施設・宿泊施設等と連携した観光モデルコース創設と情報提供	平成 20 年度～

3 自然と親しむ環境づくり

(1) 経ヶ峰の自然がはぐくむ交流と健康づくり

(2) 美里水源の森の整備

(3) 森と湖の環境整備

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
経ヶ峰ハイキング事業	・安濃総合支所	ハイキングコースおよび案内板の整備、ハイキングマップの作成、経ヶ峰ハイキングの開催	平成 20 年度～
美里水源の森整備事業	・美里総合支所 ・水道局	セラピーロードおよび付帯施設、案内板の整備	平成 20 年度～
錫杖湖畔自然体感事業	・芸濃総合支所 ・市民団体	音楽ライブ、木工教室、自然体験キャンプの開催、駐車場整備、案内板整備など	平成 20 年度～

③ 中部エリア

“みのり”と“ぬくもり”の郷（さと）づくり

中部エリアは、「枕草子」ゆかりの名泉として古くから親しまれている榊原温泉や、猪の倉温泉、とことめの里一志など温泉を利用した施設を有しており、温泉保養のレクリエーション拠点となっているほか、青山高原や東海自然歩道などの自然レクリエーション拠点として観光客を集めています。

また、雲出川流域に肥沃な農地が広がり、「一志米」として知られる米、良質な小麦のほか、温暖な気候に恵まれ四季折々の農産物が生産されています。

そこで、これら既存の地域資源を磨き上げ、観光資源として活用するとともに、農産物の高付加価値化による地域の活性化、さらには交流を深めての賑わいなど地域力を養うことが求められています。

このため、温泉施設を中心とした観光資源

のネットワーク化やウォーキングルートの設定などにより、温泉を利用したリフレッシュゾーンの魅力づくりに努めるとともに、新鮮で豊かな食材を生かした地産地消を推進し、農産物の“みのり”と温泉の“ぬくもり”のなかでふれあいと健康づくりが楽しめる“みのり”と“ぬくもり”の郷（さと）づくりをめざします。



1 温泉リフレッシュゾーンの魅力アップ

- (1) 温泉利用客誘致への魅力アップ
- (2) 温泉でつなぐふれあいルートの設定

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
温泉を活用した健康づくり&ふれあいづくり事業	・一志総合支所 ・白山総合支所 ・地域住民	講演会や地場産品を活用した食情報の提供や、地元産品の直売をはじめ、温泉施設とタイアップした各種イベントなどによる、ふれあい交流の場の創出	平成 21 年度～
活力ある温泉ゾーン形成事業	・商工観光部 ・久居総合支所 ・一志総合支所・地域住民 ・観光事業者	温泉保養のための環境づくりや、地域に活気とふれあいをもたらす出会いの場づくりなどで、『また来たいと思う温泉ゾーン』の形成を推進	平成 20 年度～
温泉ゾーンサイン事業	・久居総合支所・一志総合支所 ・白山総合支所・地域住民 ・観光事業者	地域住民などと協働で、温泉ゾーン玄関口などのモニメントや、シンボルマークを考案し、「一目でわかる地域」の視覚的なアピールを検討	平成 22 年度～
歴史・文化巡り今昔“街道”ウォーキング事業	・スポーツ・文化振興室 ・一志総合支所・白山総合支所 ・地域住民	初瀬街道と並行する鉄道、温泉施設を基点としたウォーキングルートの設定や、「観て歩きマップ」の作成	平成 20 年度～
榊原温泉発周遊ルートづくり事業	・久居総合支所・一志総合支所 ・白山総合支所・他エリア連携	榊原温泉等の宿泊施設を起点とした散策ルートや、青山高原と風力発電施設、国道 165 号沿いや雲出川流域に点在する地域資源を結ぶドライブコースなどのルートづくり	平成 20 年度～
榊原温泉マラソン大会事業	・久居総合支所	風車が見えるマラソンとして、榊原温泉マラソンを全国発信するとともに、市民とランナーとの交流の場づくりなどで地域の賑わいを創出	平成 20 年度～

2 食のブランド化

- (1) 地産地消の促進
- (2) 特産品づくりの推進

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
榊原温泉ふれあい朝市	・生産者 ・地域住民 ・農林水産部 ・久居総合支所他	温泉利用客の誘導をねらい、心通う「ふれあい朝市（仮称）」を設置し、エリア連携を視野に生産者組織を確立・拡大	平成 20 年度～
地元産品の消費拡大で地域ブランド化	・久居総合支所・一志総合支所 ・白山総合支所・地域住民 ・生産者	収穫祭等のイベント開催で消費拡大及びPR活動を推進 おいしい食べ方、料理方法、地元の味付けなど、レシピ作成で食生活への利用促進	平成 20 年度～
みんなで栽培・特産品づくり	・地域住民 ・生産者 ・久居総合支所・一志総合支所 ・白山総合支所	由来や伝承、地域でのこだわりの品などから、地域の栽培品を選定し、苗（木）配布などによる定着化を推進	平成 21 年度～

3 地域力の維持、再構築

- (1) 地域の賑わい、ふれあい交流の場づくり
- (2) 隠れた資源の再利用

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
地域で支えあう交流の場づくり	・地域住民 ・久居総合支所 ・一志総合支所・白山総合支所	気軽に立ち寄れる場づくり、専門知識に秀でた人材の活用。地域の情報が集積する開放的な交流広場の開設（手づくり品の販売など地域運営型手づくり店舗など）	平成 21 年度～
豊かな生態系を観察し、人と自然の共生を考える活動支援	・地域住民 ・久居総合支所 ・一志総合支所・白山総合支所	里山、雲出川流域の環境を考える自主的な地域活動支援、交流の場づくり、グリーンツーリズムの推進	平成 21 年度～

4 南部エリア

健康で暮らせる自然と歴史の地域づくり

南部エリアは、ほぼ全域が緑豊かな自然に恵まれ、南北朝以降に栄えた北畠氏ゆかりの史跡、旧跡が多く存在し、高齢化が進行しているものの、人々が山林や農地を守りながら暮らす自然豊かで静かな地域です。

地域で安全で安心して暮らしていくためには、人々の健康づくりを進めるとともに、訪れる人々の健康づくりにも必要です。また、社会・生活環境等の変化に伴い、特に若者の流出とも相まって少子高齢化と過疎化は深刻な問題

となっており、今後集落の維持も心配されています。

さらに、基幹産業である林業の低迷は、森林の持つ多面的機能を損なっており、その再生が急務となっています。また、先人が残した貴重な歴史遺産を次世代に伝えるとともに、貴重な資源を活かしながら地域づくりを進めることも必要です。

そこで、高齢者をはじめ、地域に暮らし、地域を支える人々の元気の源となるとともに、訪れる人々の健康づくりを支援する観点からの「健康」、荒廃が進む森林を再生・活用す

1 健康で元気な人づくり

- (1) 連帯意識に根ざした心豊かなコミュニティの形成
- (2) 暮らしの安心づくり

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
地域コミュニティ形成事業	・美杉総合支所 ・教委美杉事務所	高齢者等の豊かな経験や知識を活かし、地域団体、 NPO 等とも連携した心豊かな地域社会の形成	平成 21 年度～
美杉総合文化センター整備事業	・美杉総合支所等	健康増進施設をはじめとする関連施設整備	平成 22 年度～
健康・安心づくり事業	・健康福祉部 ・美杉総合支所等	高齢者が元気でいきいき暮らせるように、健康づくりを推進するとともに、過疎地域における利便性の向上を図るための輸送サービスの導入に向けた検討など	平成 20 年度～

2 自然の恵みの価値創造

- (1) 森林を活かしたヘルスツーリズムの推進
- (2) 自然を活用した産業の活性化
- (3) 豊かな自然環境の中での居住

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
森林セラピー基地事業	・健康福祉部 ・美杉総合支所等	ヘルスツーリズムの展開と 大学コミッション の推進	平成 20 年度～
新産業創出事業	・農林水産部・商工観光部 ・環境部 ・美杉総合支所	バイオマスを活用した地域循環型産業の拠点形成をめざした バイオマスタウン 構想の検討や、自然、ICTを活用した新たな産業の創出	平成 20 年度～
二地域居住等推進事業	・美杉総合支所等	「田舎暮らし体験塾」の継続実施や「 空家情報バンク 」のシステム化・運用をはじめ、自然を活かした二地域居住の促進	平成 20 年度～

3 歴史と文化の拠点の整備

- (1) 歴史と文化の拠点整備
- (2) 住民との協働による歴史・文化の保全・活用

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
歴史と文化の拠点整備事業	・教育委員会 ・教委美杉事務所	多気北畠氏城館跡を中心とした周辺等の整備と文化財の保護・管理及び伝統文化の伝承	平成 20 年度～
伊勢本街道を活かした地域づくり事業	・地域住民 ・美杉総合支所等	伊勢本街道等を活かした地域住民等との協働による地域づくり	平成 20 年度～

NPO

民間非営利組織。営利を目的とせず、自発的に社会的な活動を行う団体のこと。

大学コミッション

大学や大学院などのゼミの実地調査や演習を誘致し、市民との連携交流や地域活性化に役立てようというもの。

バイオマスタウン

家畜の排泄物、木くずなど、動植物から生まれた再生可能な有機性資源の発生から利用までの効率的なプロセスにより総合的な利活用システムが構築される地域。

空き家情報バンク

将来的にも使わない家で賃貸や売却をしてもよいという「空き家」の情報を集めて、空き家での移住を希望する人に提供する仕組み。



る観点とともに、交流や定住を促進するための地域特性としての「自然」、歴史的な資源を後世に残すとともに、歴史に着目した地域づくりを進めるための「歴史」、この3つの視点を

基本に、他のエリアとの連携や広域交通ネットワークの形成と相まった交流圏域の拡大も視野に入れながら、将来に希望を持てる魅力ある地域づくりをめざします。

第8章 計画を推進するために

1 行財政改革の推進による健全財政の確保

厳しい財政状況の中で、重点プログラムを中心とするまちづくりを展開するためには、徹底した行財政改革による財政構造の見直しと歳入の確保が前提となります。

このため、効率的な地方政府への移行をめざし、人材育成の積極的な推進、民間との役割分担の見直しなどを進めながら、職員の削減と適正配置、指定管理者制度の活用、**市場化テスト**[※]等を通じた事務事業の**アウトソーシング**[※]などに取り組むとともに、公共施設についてはその維持管理経費が大きな財政負担となっていることから、利用頻度が乏しく、老朽化が進んでいる施設を中心に、行政サービスに対する市民の利便性を考慮しつつ、統廃合を含めた見直しに取り組みます。さらに、市民がより主体的に地域振興に参画し、実践できるよう、総合支所についても、地域における行政サービスの拠点としての機能発揮という観点から、本庁と総合支所との役割分担の見直し、地域かがやきプログラムを通じた総合支所間の連携促進とこれを支える体制づくりなどに取り組みます。

また、職員一人ひとりが行財政改革の当事者として、常日頃からコスト意識をもって事務事業の改善、効率化を進めるとともに、民間との役割分担、市民との**パートナーシップ**[※]を進める中で、行政の守備範囲を見直しつつ、時代に即した財政構造への変革を進めるため、

行財政改革に取り組み健全な財政運営の確保をめざします。

2 行政経営システムの構築

行政経営システムの構築にあたっては、全庁的な政策調整機能を高める観点から**トップマネジメント**[※]の強化を図るとともに、各部門（総合支所を含む。）が一定の権限と責任のもとスピード感を持って事業を行う「自立型の事業部門」の仕組みを整えます。また、それに合わせて重点プログラムを対象とした政策評価、各部門が所管の事務事業を自ら検証し評価する事務事業評価、この2つの評価を踏まえ、行政経営資源（予算・職員・組織・情報など）を有効活用する観点から、行財政の運営状況を評価する総合的な行政評価の仕組みを導入します。特に、政策評価については、市民との協働に基づく重点プログラムの展開を市民自らが評価する協働型政策評価への発展をめざします。さらに、地方分権の進展に対応し、地方自治の充実を図る観点から、自立性、独立性の高い行政経営の実現をめざします。

3 電子自治体の推進

電子自治体の推進により、市内のどこにいても同じような行政サービスを受けられるようにするなど、市民の満足度が高い効率的でわかりやすい行政サービスの提供と、情報共有を通じた協働のまちづくりの進展をめざします。

市場化テスト

公共サービスについて、官と民が対等な立場で競争入札に参加し、価格・質の両面で最も優れた者が、そのサービスの提供を担っていくという制度。

アウトソーシング

業務のうち専門的なものについて、それをより得意とする外部に委託すること。

パートナーシップ

行政・市民・ボランティア団体・NPO・企業などが、対等な関係を結び、それぞれの得意分野を生かしながら、連携し協力し合うこと。

トップマネジメント

組織を指揮、管理する組織の最高位の層による組織管理。

施策体系図

- | | |
|--------------------|---|
| 1 美しい環境と共生するまちづくり | ①循環型社会の形成
②次世代に残す自然環境の保全・創造
③快適な生活空間の形成
④生活基盤の整備 |
| 2 安全で安心して暮らせるまちづくり | ①安全なまちづくりの推進
②健康づくりの推進と地域医療体制の充実
③地域福祉社会の形成 |
| 3 豊かな文化と心を育むまちづくり | ①生きる力を育む教育の推進
②高等教育機関との連携・充実
③生涯学習スポーツ社会の実現
④文化の振興
⑤人権尊重社会の形成 |
| 4 活力のあるまちづくり | ①自立的な地域経済の振興
②交流機能の向上
③観光の振興 |
| 5 参加と協働のまちづくり | ①市民活動の促進
②市民との協働の推進 |

重点プログラムの体系図

- | | |
|----------------|---|
| 1 まちづくり戦略プログラム | ①未来を拓く都市空間形成プログラム
②自然の恵みの価値創造プログラム
③海に開くまちづくりプログラム
④持続可能な地域形成プログラム
⑤歴史と文化の拠点形成プログラム
⑥健康とスポーツの振興プログラム |
| 2 元気づくりプログラム | ①住みやすさ向上プログラム
②元気な人づくりプログラム
③若者定住プログラム
④交流による活力創造プログラム
⑤津らしさ実感プログラム |
| 3 地域かがやきプログラム | ①東部エリア～キラリと輝く人づくり・まちづくり～
②北部エリア～都市や自然と共存するふれあいの里づくり～
③中部エリア～“みのり”と“ぬくもり”の郷づくり～
④南部エリア～健康で暮らせる自然と歴史の地域づくり～ |

●発行 平成20年3月 ●編集 津市政策財務部政策課 〒514-8611 津市西丸之内23番1号
 ●問い合わせ 電話059-229-3101 FAX059-229-3330 Eメール 229-3101@city.tsu.lg.jp
 ●津市ホームページ <http://www.info.city.tsu.mie.jp/>



